

民生福祉常任委員会記録  
(議案分)

平成27年12月4日

【開催日】 平成27年12月4日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午後4時54分

【出席委員】

委員長	下瀬俊夫	副委員長	矢田松夫
委員	石田清廉	委員	岩本信子
委員	小野泰	委員	三浦英統
委員	吉永美子		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義		
----	------	--	--

【執行部出席者】

健康福祉部長	河合久雄	健康福祉部次長兼社会福祉課長	岩本良治
国保年金課長	亀田政徳	国保年金課主幹	安重賢治
国保年金課国保係長	大濱史久	国保年金課年金高齢医療係長	三隅貴恵
国保年金課特定健診係長	岡崎さゆり	高齢福祉課長	吉岡忠司
高齢福祉課主幹	塚本晃子	高齢福祉課技監兼地域包括支援センター所長	尾山貴子
高齢福祉課主査兼高齢福祉係長	坂根良太郎	高齢福祉課主査兼介護保険係長	河上雄治
高齢障害課介護保険係主任	松本啓嗣	地域包括支援センター主任	荒川智美
市民生活部長	小野信	市民生活部次長兼環境課長	佐久間昌彦
市民課長	山根和美	市民課課長補佐	野上尊代
市民課主査兼住民係長	光井誠司	環境課課長補佐	木村清次郎
環境課生活衛生係長	岩壁裕樹	障害福祉課長	兼本裕子
障害福祉課主査兼障害支援係長	岡村敦子	障害福祉課障害福祉係長	大坪政通
こども福祉課長	川崎浩美	こども福祉課主幹	河口修司
		企画課行革推進係	宮本渉

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	庶務調査係長	島津克則
------	------	--------	------

【付議事項】

- 1 議案第92号 平成27年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予

算（第1回）について（国保）

- 2 議案第94号 平成27年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について（国保）
- 3 議案第106号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について（国保）
- 4 議案第93号 平成27年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第2回）について（高齢）
- 5 議案第105号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について（高齢）
- 6 議案第104号 山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について（環境）
- 7 議案第109号 山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定について（障害）
- 8 議案第110号 山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定について（こども）
- 9 所管事務調査 介護の総合事業について（高齢）

---

午前10時 開会

---

下瀬俊夫委員長 おはようございます。ただいまから民生福祉常任委員会を開会いたします。本日は傍聴1人、企画のほうからパソコンの持ち込みを了解してほしいということであります。了解いたしたいと思っておりますのでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは最初に議案第92号平成27年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第1回について審査に入りたいと思っております。それでは執行から説明を求めたいと思っております。

亀田国保年金課長 おはようございます。それでは、議案第92号平成27年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第1回について御説明いたします。今回の補正は、歳入歳出とも3億1,651万9,000円を増額し、総額87億1,538万4,000円とするものでございます。歳出のほうから御説明いたします。11ページ、12ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は人事異動等に伴う職員12名、臨時職員1名の職員給与費等の増額です。2款1項1目一般被保険者療養給付費及び2目退職被保険者等療養給付費につきましては、歳出予算の補正はなく、歳入予算の補正に伴う財源内訳の修正でございます。13、14ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者支援金は126万1,000円の増額、4款1項1目前期高齢者納付金は11万8,000円の増額で額の確定によるものです。続いて15、16ページをお開きください。6款1項1目介護納付金は64万1,000円の減額で、額の確定によるものです。8款2項2目は、きゅう施術費は市の認定するはり、きゅう施術所において行われる施術において一定の補助を行うものですが、昨年引き続き利用者が増加しており、47万円の増額となっております。9款1項1目基金積立金は2億4,408万7,000円増額しております。この内訳としては、計画的な積立てが1億円、保険料の留保分が5,285万6,000円、医療費急増調整分が9,123万1,000円となっております。今回の積立てにより基金残高は7億8,010万460円となります。次に10款1項3目過年度支出金が6,951万6,000円の増額となっております。内訳は、平成24年度療養給付費負担金償還金が10万4,000円、平成25年度財政調整交付金償還金が141万2,000円、平成26年度療養給付費等負担金償還金が6,779万円、平成26年度特定健診負担金償還金が21万円となっております。次に歳入について御説明いたします。7、8ページをお開きください。保険料については、9月末の保険料の調定額にそれぞれ見込みの収納率を乗じて、当初予算から差し引いて差額を補正予算としております。1款1項1目一般被保険者国民健康保険料1節医療給付費現年度分は1,378万6,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年度分は451万9,000円の減額、3節介護納付金現年度分は63万7,000円の増額となっております。2目退職被保険者等国民健康保険料1節医療給付費現年度分は1,764万8,000円の減額、2節後期高齢者支援金分現年度分は569万9,000円の減額、3節介護納付金現年度分は612万9,000円の減額となっております。今年度は、保険料率を据置きといたしましたが、全体的に所得が下がっており、財源の不足分につきましては、保険料留保分

を充てることとしております。次に、5款1項1目療養給付費交付金の現年度分は848万8,000円の増額、過年度分の340万1,000円の増額は額の確定によるものです。9、10ページをお開きください。6款1項1目前期高齢者交付金の27万8,000円の減額も額の確定によるものです。10款1項1目一般会計繰入金1節保険基盤安定繰入金保険料軽減分は359万5,000円の減額、2節保険基盤安定繰入金保険者支援分は2,292万3,000円の増額、6節その他一般会計繰入金は国民健康保険負担軽減対策繰入金として251万1,000円の増額となっております。いずれも、額の確定によるものです。最後に11款1項1目繰越金3億2,850万5,000円は、平成26年度決算認定を受けて増額するものです。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 それでは歳出11ページ一般管理費から御質疑を受けたいと思います。

岩本信子委員 医療給付費が財源を取り替えられているんですが、一般会計のところからその他というところで振り替えられているんですが、この財源のその他は一体どこの部分になるんですか、財源。

下瀬俊夫委員長 歳入のほうかね。

岩本信子委員 歳出のところでこの保険給付、財源振り替えられているわけですよ、特定財源のほうに。一般会計から出すのをやめてその他というところから出ているんですけど、その他の財源は何かということを知っているんです。

亀田国保年金課長 繰越金によるものです。

吉永美子委員 当初予算の説明の中では職員が11名、臨時の方が1名ということで委員の中から11人でうまくいっていると考え方でよろしいですかという質問が入っていましたが、一人増えているということは業務量が増えて大変こなすのが大変ということで1名増えたという認識でよろしいでしょうか。

亀田国保年金課長 昨年度の当初段階では課長と主幹という形でおったんですが、年度の途中で異動になりまして、その中で当初予算を最終的に職員

1 1名という形で組んでいたわけなんですけど、今年度また昨年度当初どおりに課長及び主幹という形で2名体制となりまして、現実問題国保関係は私が思うところにつきましては、非常に大変難しい部分多いと思います。昨年はそれで現実やっつけていかなければならなかったという部分があるんじゃないかと思うんですけれども。（「増えた理由」と呼ぶ者あり）欠員の補充ということになります。（「欠員」と呼ぶ者あり）

吉永美子委員 ちょっと余りよく理解ができなかったんですけど、当初最初に臨時職員が1名ということで説明があったけどやはり2名でしたということであったので済みません読み違えて臨時は2名でおられたようですが、これは臨時を2名から逆に1名に減らされた理由は何でしょうか。

亀田国保年金課長 済みません、ちょっと私の認識がちょっと違っている。確認しますので少々お待ちください。申し訳ございません。先ほど臨時職員1名と申し上げましたが、臨時職員2名でございます。訂正させていただきます。済みませんでした。

下瀬俊夫委員長 今だから臨時は何をしているわけ、職務として。

亀田国保年金課長 国保系のほうとしましては、きゅう関係の負担金等に関する給付とその他庶務業務、それともう一つは特定健診業務、もう一人の職員につきましては特定健診業務、これは主に健康増進課のほうに席を置いておりまして、そちらのほうで国保の特定健診関係業務を行っている状況でございます。以上です。

下瀬俊夫委員長 ほかにいいですか。それでは13、14ページ保険給付費から。（「ありません」と呼ぶ者あり）いいですか。それでは15、16ページ介護納付金。

岩本信子委員 はりときゅうの施術費というのが出ておりますが、以前でも新聞なんかでもちょっと出ておりましたが、金額は少ないもんですからそんなに心配はしなくてもいいのかなとも思うんですけど、この辺のはり、きゅうの施術される方の認定といいましようか、その辺はどうなっていますか。

下瀬俊夫委員長 もうちょっと分かりやすく。

岩本信子委員 済みません。はり、きゅうをされる方が全部が全て保険対象になるんじゃないと思うんです。そちらの国保のほうで認定されたはり・きゅう施術院が国保のされると思うんですけど、その辺の認定する資格なんかはどのようにされているのかということですね。

亀田国保年金課長 認定における基準は特にございませぬ。

下瀬俊夫委員長 申請があったら認定するんやろ、基本的に。（「はい」と呼ぶ者あり）

岩本信子委員 申請があったら認定するという今聞きましたが、これが結局社会問題になったんじゃないかと思うんです。新聞なんか出ておりましたよね。その申請されて調べてきちんと現場行って調べられるということはされるんですか、どうですか。

亀田国保年金課長 今年度につきまして今現在においては行っておりませんが、今年度中に行う予定としております。

三浦英統委員 基金の問題なんですけど、先ほど7億8,000万余り基金をためておると、たまるところのお話でしたが、これから新年度に向けて予算編成もなされることと思うんですけど、7億8,000万について今後保険料の値下げとかこういうような問題に取り組む考えがあるかないかお尋ねしてみたい。

亀田国保年金課長 今まで基金残高大体給付費の10%というふうな形でお話させていただいていたと思うんですけど、現在2009年に新型インフルエンザ、2014年にエボラ熱、デング熱それからまた14年から15年にかけて日本では発生しておるわけではございませぬが、中東及び韓国におきまして中東呼吸器症候群、俗にMERSというふうな感染症が発生しております。特に今年の春先ぐらまで韓国のほうでこのMERS大流行しております。幸い早期治療等により国内また特に山口では大流行という形はなかったものの、現在そういうふうな状況でインフルエンザのことだけを考えて、基金残高、給付費の10%で大丈夫であるかということについて今考えをさせられている状況に今ございませぬ。これにつきましては、現時点におきまして実際何%ぐらいが大丈夫なのかというふうな結論に至っておりませぬが、今年度中にその辺のところ

もう一度そういうインフルエンザだけではなく、新しい病気ということに感染症に対応できるような基金というものが実際に本当に必要なのか、どのぐらい必要なのか、今年度中に試算を出しまして改めてその辺で基金残高考えていきたいと思っております。その上におきましてなおかつ当然ながらインフルエンザで使わなかったというふうなことに關しましてはまた翌年度の保険料率を決定する段階で料率を下げる、そういったことにも当然考えていきたいと考えております。

吉永美子委員 先ほどのほり、きゅう施術費の補助金の関係なんですけど、当初予算でも26年度の実績を勘案して10万円増額しましたという報告があったんですが、それを大きく超えて47万円ということですから当初の考えよりもかなり利用者が多かったということになるわけですが、この辺については分析等されておられますか。その効果とかがあるのかとかいろんなことがどうなのか分からないですが、利用者増の分析はされておられますか。

亀田国保年金課長 効果のほうにつきましてはこれから先ほど言いました実際の調査の中でこの辺のところを考えていきたいと思っておりますが、現時点におきまして人数的なものでございますが、平成25年度の10月分までの状況で約100件、それが26年度は154件、平成27年度におきましては188件というふうな形で件数が増加しております。この中で特に問題なのが初検料というよりも二術に対する料金、一番高いところなんですけど、ここの伸び率がどちらかというと高くなっておりまして、最終的に先ほど申し上げましたとおり昨年度に引き続きの今回補正での増というふうな形となっております。

下瀬俊夫委員長 ほかに。なければこの基金の7億8,000万は給付費に対する何%ということですか。

亀田国保年金課長 現時点。

下瀬俊夫委員長 現時点。この7億8,000万というね。現時点の給付費に対する何%ぐらいですか。

亀田国保年金課長 14.5%になります。

下瀬俊夫委員長 この14.5%になろうが、何%になろうがとりあえず今1



0%が目標なんですか、それともパーセントは基本的に関係ないというふうに考えておられるんですか。

亀田国保年金課長 それにつきまして改めて一から今年度中に改め算出して出していきたいと考えております。今現時点でどういうふうな形でパーセンテージ的なものでやるべきなのか、金額的に積み上げるべきなのかその辺についての今現時点では持っていませんけれども今年度中にその辺を明らかにしたいと考えております。

下瀬俊夫委員長 県制度になっていくわけでしょ。県制度になっていくときに、県に納付金を納めないといけないわけですよ。県が収納率を大体91%程度ですか、この山陽小野田の規模でいえば、いう程度の認定で納付金を請求してきた場合に問題はうちの市の収納率との関わりでこれが足りない場合に、この基金からの取崩しという問題も出てくるんじゃないんですか。そこら辺が見通しの問題として基金の問題の中に入ってこんといけんのじゃないかと思うんですがね、いかがでしょうか。

亀田国保年金課長 今回の件につきましては、まずそういうふうことがないように収納率を上げるということ、まずこれが大前提だと思うんですが、もし仮に足りなかった場合は基金を取り崩すということも検討しなければならないかと考えております。ただ現時点におきましてなんですが、現在県のほうの指定する標準料率、この中には保健事業に関するものが含まれていないというふうなことで伺っておりますので、結果的にうちのほうで料率を決める時点におきましては、当市で行う保健事業等も勘案した中で料率を決定しなければならないと考えています。その中に今言う収納関係も含まれて、ちゃんと当市での収納率その状況等を踏まえた上で料率決定しなければならないと考えているところでございます。

岩本信子委員 先ほど基金残高のところでは14.5%と、大体10%と聞いているんですけど、新しい感染症なんかもあるから今から検討される、調査されると今言われたと思うんですが、それもあってもいいんですけど、うちの保険料がよそから比べたら中より上の辺にありますよね。一番上じゃないとは思いますが、その辺の考慮といいましようか、考え方というのはあるのかなのか、それを下げようという国保の中であるのかどうかをお聞きします。

亀田国保年金課長 当然ながら保険料は高いより安いに越したことはないので

できるだけ安くしたいというふうには考えております。ただ国保の保険財政として安定的に運営していかなければならないというふうなことを考えると当市の所得状況では中の上というような今の現在の保険料でやっていかないと現在の国保の財政が運営できていけないというふうな状況でございますので、御理解いただければと思っております。

下瀬俊夫委員長 今年度国のほうから保険料引下げもできるような調整交付金ですか、ありますよね。この金額と今の基金との関係で据置きにしたというね、ちょっとそこら辺の金額的なものが分かれば教えてほしいんですが。

大瀨国保年金課国保係長 先ほど言われたのが基盤安定の支援分の拡大に伴うものだと思いますが、この度の一般会計繰入金のほうでも計上しておりますけれども、保険者支援分として一般会計繰入金2,292万3,000円を増額しております。実際に当初予算からもここについては増額で計上しておりましたが、更にこちらについては増額ということで今回補正を要求させていただいているところでございます。こちらについては今回プラスということで。「歳入のほうでやりますか、その点」と呼ぶ者あり) 歳入のときに。

下瀬俊夫委員長 歳出のほうはいいですか。「はい」と呼ぶ者あり) あと最後、17、18償還金いいですか。「はい」と呼ぶ者あり) 歳出全般いいですか。「はい」と呼ぶ者あり) よければ歳入7ページ、8ページ保険料、療養給付費。

岩本信子委員 8ページです。現年度の療養費の保険料の歳入が下がっているわけなんです、この理由として先ほど所得が下がっているようなことを言われたんですが、ちょっとその辺のもう一度理由をはっきりと教えてください。それから滞納者が増えているということでもないのかなと思いつついろいろ考えたんですけど、この理由をお願いいたします。

亀田国保年金課長 現在での状況でなんです、大体200万円以下の世帯としてが…

下瀬俊夫委員長 ちょっと資料があれば出したら。出せんか。被保険者数変わったんやろ。

大瀆国保年金課国保係長 この度の料率を設定するに当たって、当初予算の段階から所得は変わらず料率も変わらずということで被保険者数の推計だけを基に今回当初予算を計上しております。実際の料率算定時において所得を見たときに所得は当初予想したよりも下がっております。ただし書所得、本算定時において27年度については91億6,000万という所得で今回保険料、当初予算決めておりますが、前年度が約100億の所得がありましたので大幅にただし書所得としては減少しております。ただしこちらについては途中で資格を喪失された方も入っておりますので、これが全てこれに料率を掛けたものが入ってくるわけではございませんが、単純にただし書所得を比較した段階で大幅に減少しております。そうした中であっても料率を基金等活用する中で据え置いた関係でやはり当初予算よりは入ってくる保険料が下がるという状況になっております。したがって今回これは現年度保険料になりますけれども4,700万余りの減額ということになっております。こちらにつきましては本来であれば追加で基金を取り崩すような形にもなろうかと思うんですけども、今回繰越予算を計上しておりますが、それから基金を積立てるという予算を計上しております。今回留保分ということで5,285万6,000円、こちらを積み増すようにしておりますけれども、こちらと今回4,700万の保険料の減額、こちらを大体留保分ということで、こちらの内部では言っていますけれども、当初医療費が伸びるということで料率の算定をしておりますけれども、実際にそこまで伸びなかった場合にそれで保険料がちょっと余ると言いますか、そういったものを留保分として積立てるようにして翌年度の料率算定時に活用する。当初予算計上時に活用するというようにしておりますけれども、こちらの5,285万6,000円と今回の保険料減額分併せて約1億ぐらい前年度の保険料留保分として今考えていて、こちらを1億積むのではなくて、今回の現年度分の減額分に充てたことによって今回の留保分の基金の積み増しは5,285万6,000円ということになっています。

岩本信子委員 分かったような分からなかったような。結局当初予算よりも所得が下がって、入ってくるお金が当初予算よりも少なくなったということですね。それでさっき言われたように留保分が5,286万留保分がある。それを今ここのある歳入で足りない4,714万4,000円これで相殺していくとかこれで補っていくという考え方でよろしいんですか。

大瀆国保年金課国保係長 この5,285万6,000円というのが4,70

0 万余り減額した後、これを控除した後の留保分になりますので、単純に純増ということになります。本来であれば積み増したところなんですけど今回の4, 700万の減額にちょっと活用させていただいているということです。

岩本信子委員　じゃあもう一つ。所得が下がってきたということもあるんですけど、この国保に入られる方が少なくなったということはあるんですかどうですか。

大濱国保年金課国保係長　国保の加入者については実際に人口の減少もありますけれども、基本的には社会保険等の加入者でなくなった場合には皆さん国保に加入していただく必要があります。したがって、国保の加入者が減っているということはそれに該当する方が実際減っているということでもあります。

下瀬俊夫委員長　数は分らんかね、具体的に。

大濱国保年金課国保係長　11月末現在で速報値ですけれども、若干変わるかもしれませんが、今1万4, 451名となっております。

岩本信子委員　当初は何名でしたか、27年度当初で。

大濱国保年金課国保係長　当初が1万4, 637名となっております。

三浦英統委員　今所得の減少と言われたんですが、大体今の国保自体が自営業の皆さんかあるいは年金の皆さんがほとんどであろうと思うんですけどね、ここで所得の減少とはどういう理由が出てくるわけですか。その中身について御説明お願いしたい。

大濱国保年金課国保係長　先ほどただし書所得の本算定時について答弁させていただきました。その中で大幅に減少しているのが給与所得となっております。こちらが5億余り減っております。こちらの内部的な分析ではありますけれども、今、団塊の世代がどんどん年金所得のみになってきていると思います。そういった中で給与所得者が減ってきて、皆さんが年金のほうに移行しているのかなと思っています。したがって公的年金の所得のほうは逆に2億弱増えております。内部ではそういった分析をしているところでございます。

下瀬俊夫委員長 ほかにいいですか。よければ次9ページ、10ページ。

岩本信子委員 先ほどにも質問がありましたが、この保険安定給付の繰入金2,292万3,000円、これが結局一般会計から繰入れになってはいるんですけど、国からの交付税措置分という考え方でよろしいんですか。

大濱国保年金課国保係長 それにつきましては2分の1が国庫負担金そして4分の1が県支出金として一般会計のほうに歳入されます。

三浦英統委員 今の一般会計から繰入金の中の軽減対策、これは新年度のときに国が減額したとこういう話があって、県と市が半分ずつ出しているというお話なんですけど、ここら辺りの要求は今新しく国に対して今までの減額分を更に元に戻すようなそういう施策はとっていらっしゃるんですかね、これに対して。

大濱国保年金課国保係長 今全国的に三浦委員が言われた地方単独において子ども医療等医療費の負担の減額をした場合に国民健康保険の国庫負担金について医療費を無料にすることによって、医療費がかさ増しになるということで割り増しになるということでその波及増分については国庫負担をみないということになっておりますので、そういった減額措置がされております。そちらにつきましては、委員さん言われたように一般会計から繰入れておりますが、その2分の1を県のほうからいただいている状況であります。全国的にはここについては廃止をしてくれということで市町村、地方団体等からも強く要望をしているところでございます。

岩本信子委員 一番下のその他の一般会計のここに先ほど言われた軽減対策の繰入金、これが国からの交付金でもあるわけですかね。その辺をお聞きします。

大濱国保年金課国保係長 その他一般会計繰入金の251万1,000円、こちらのほうが先ほど説明いたしました福祉医療分による補助金カット分の補填による繰入れでございます。

下瀬俊夫委員長 そうするとこの福祉医療分のペナルティ一分ですよ、ペナルティ一分というのは年間でどれぐらいなんですか。

大瀨国保年金課国保係長 本市の規模で毎年約3,000万程度の減額。それについては翌年度こちらの繰入金で繰入れている状況です。

下瀬俊夫委員長 これは県が半分なんですね。

大瀨国保年金課国保係長 そのとおりであります。

下瀬俊夫委員長 それと先ほどの保険料等の引下げ等に使えるというこれが年間幾らあったんですか、国のほうから。

大瀨国保年金課国保係長 こちらの基盤安定の保険者支援分として今回2,292万3,000円を増額いたしましたので、1億3,766万1,000円の計上となっております。（「もう1回言って」と呼ぶ者あり）1億3,766万1,000円となっております。

下瀬俊夫委員長 これが国の分ですね。

大瀨国保年金課国保係長 こちらが繰入総額になりますので、こちらの2分の1が国庫負担金となります。

下瀬俊夫委員長 1億3,766万というお金が入ってきて基金もあって、これを使って基本的に保険料の据置きということだとどまったわけいね。もっと引下げができたんじゃないんですか。そんなことなかったの。計算上どうなんですか。先ほど言われたように被保険者も減ったし、所得も減ったという中でいわゆる現状維持ということにしたという最大の理由というのは何ですか。

亀田国保年金課長 当初では言われるとおり保険料率下げる予定でございました。ですが、当初段階での所得が昨年比べて大きく下がっていたことが今言う据置きとした理由でございます。

下瀬俊夫委員長 この1億3,766万入ってくるというのは分かっていたの、最初から。

大瀨国保年金課国保係長 当初においてこちらの拡大分も踏まえて当初予算計上しておりますので、こちらの歳入も踏まえて料率を設定しているところでございます。今年の予測した医療費に対してどれだけ保険料が必要

かというものをまず算定して、料率設定時にはシステムを用いてシミュレーションを何度も何度も繰り返すわけですがけれども、そこで財源の不足分を補うためにはこの料率、ここまで料率を上げなければならないという形になるわけです。今回1億余りの当初予算、基金の繰入金を計上しておりましたけれども、それでもなお不足するというので追加の基金取崩しが必要な状況ではありました。それでどうにか料率を据え置くということで今回は決定したところであります。

下瀬俊夫委員長 ただ基金が増えているよね、去年に比べて。そこら辺が気になるよね。

岩本信子委員 確認を取りたいんですが、繰越金が3億2,800万ありますね。それが前年度で、基金積立てで2億4,000万いきました。3億2,000万のうち。そしてあと先ほど言われた医療費の財源打替えということで医療費の財源のほうに繰越金が入ったと、療養費のほうにね。それとあと結局不足分というのは保険料の結局補正の4,700万そういう部分が繰越し、全部が基金にいかなかったっていう理由でよろしいんですか、どうですか。

大瀧国保年金課国保係長 おおむねそのとおりでございますが、あと補助金の精算等がございますので、前年度もらいすぎたものを今回も償還金として計上しておりますが、そちらの財源としても繰越金を考えております。

三浦英統委員 今回この調定額の中で収納率の問題なんですけど、この収納率は幾らぐらいで計上しておるんですか。

亀田国保年金課長 現年分だけで91%で想定しております。

下瀬俊夫委員長 今言ったように県の制度になったときに山陽小野田市の収納率、大体91%じゃないんですか、県が見ているのは、標準が。(発言する者あり)93じゃない、93だったら赤字になるわけだから。91%程度じゃないんですか。そうすると現年分との収納率と大体イコールになるよね。大丈夫ですか。これしかし91%じゃとても今後やっていけんわけですよ。県に全部吸い上げられるわけだから。ちょっとそこら辺の改善の見通しというのは具体的に何かありますか。

亀田国保年金課長 現在に比べましてとにかくなかなか日中実際に市役所のほ

うにお越しになることができない方というのが結構多いというふうに思っておりますので、この辺夜間窓口とか休日窓口、今現在でも少しはやっているわけなんですけれども、この辺の關係のことをまず一つは周知をすること、またそれから今後の問題としてなんです、今度電話を掛けてみたりとかそういったふうなことを、とにかく収納対策をもっと強化する必要性はあると考えております。

下瀬俊夫委員長 ちょっと確認だけ済みません、1点ほどあるんですが、先ほどの一般会計繰入金の福祉医療のペナルティー分ですよね、これは市町村によって福祉医療の対応が皆違ってきていますよね。例えば宇部のように中学校卒業するまでとか、この年齢制限というのは県は基本的に関係なしにペナルティー受けたら基本的に半分はくれるという制度になっているんですか。

大瀨国保年金課国保係長 こちらの県の補助金につきましては、県が今実際に単県事業とやっているカク福事業のみ補填になりますので、単独で市で実施する例えば本市の子ども医療のようなものについてはたとえ一般会計から繰入れたとしても今のところそれを補填するようにはなっておりません。

下瀬俊夫委員長 じゃあこれにペナルティー分というのは市の場合のこの3,000万というペナルティー分というのは県の基準を超えた部分も含めて3,000万なんですか。

大瀨国保年金課国保係長 そちらにつきましては、県の制度を超えた部分については入っておりません。

下瀬俊夫委員長 入ってないわけね。それは分かるかね、どの程度あるのか。

大瀨国保年金課国保係長 あくまでも前年度の部分の補填になります。昨年26年度の8月1日から子ども医療ということで独自事業やっておりますけれども、そちらの影響額が大体概算で1万6,000円ぐらいです。1万6,000円ぐらいの減額になります。

下瀬俊夫委員長 ペナルティーが。

大瀨国保年金課国保係長 そのとおりでございます。



下瀬俊夫委員長 1万6,000ちゃあどういう意味かね。意味がよく分かん。

大瀨国保年金課国保係長 実際に補填した部分ではなくて、その子ども医療、実際に本市で言いますと小学校の1年生から3年生分の1割ほど補填しております。その波及増分に対するペナルティーですので、今のところはこのぐらいの影響額ということです。

下瀬俊夫委員長 分かりました。全体でありますか。なければ質疑を打ち切りたいと思います。それでは議案第92号平成27年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算第1回について討論を行いたいと思います。討論のある方。「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは議案第92号について賛成の議員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。引き続いてやりますか。それでは引き続いて議案第94号平成27年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回について審議に入りたいと思います。それでは執行の説明を求めたいと思います。

亀田国保年金課長 それでは、議案第94号平成27年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回について御説明します。今回の補正は、歳入歳出とも64万3,000円を増額し、総額9億9,826万5,000円とするものでございます。歳出のほうから御説明いたします。7、8ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金を57万9,000円増額しております。歳出につきましては以上でございます。続いて歳入について御説明いたします。5、6ページをお開きください。4款1項1目繰越金57万9,000円は平成26年度決算認定を受けて増額するものでございます。以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

下瀬俊夫委員長 歳入歳出全般でいきます。全般で御意見のある方。

矢田松夫副委員長 57万9,000円増えたというのは結局この対象人員が増えたということにつながるんですかいね。減ったということですか。

亀田国保年金課長 単純に収入と支出の差額によるもので、繰越金というふうに出た金額でございますので特に人数というふうなこととかそういったものに関係するものではございません。

岩本信子委員 単純に差引きは去年度の分を広域連合に結局返すといったらおかしいけど、持って行くことらしいんですけど、これ例えば一般会計から幾らか負担をしているんじゃないかと思うんですが、その一般会計に繰入れるということはないんですか。これは全部広域連合会に持って行かなくてはいけないんですか。その辺をお聞きします。

亀田国保年金課長 入ってきた収入のほうがかこれ保険料によるものなので、これにつきましては広域連合のほうへ納付するような形になります。

下瀬俊夫委員長 いいですか。ないですか。（「ありません」と呼ぶ者あり）ないようであります。議案第94号の質疑を打ち切ります。議案第94号平成27年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算第1回について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。引き続いて議案第106号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての質疑に入りたいと思います。それでは執行の説明を求めたいと思います。

亀田国保年金課長 それでは、議案第106号山陽小野田市国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。今回の改正は、国民健康保険法の一部改正に伴う改正と、いわゆるマイナンバー法の施行に伴う所要の改正を行うものであります。まず、国民健康保険法の一部改正につきましては、国民健康保険法において所得の少ない被保険者の数に応じ、国・県が市町村を財政支援する制度を恒久化したことに伴い、条文が追加されました。これにより本市の国民健康保険条例の参照先の条文とずれが生じていたため、これを是正するものです。次に、マイナンバー法施行への対応につきましては、国民健康保険法第77条の規定に基づき条例で定めて実施している「保険料の徴収猶予及び減免に関する各申請書」の記載項目として個人番号を追加するものです。なお、他の届出書、申

請書につきましては、国民健康保険法施行規則の改正により、記載項目として個人番号を追加する旨の対応がなされていることから、改めて条例で制定する必要はございません。以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

下瀬俊夫委員長 質疑を受けたいと思います。

岩本信子委員 今聞きますと個人番号を今から記載していくという申請書なんか全部していくということだとは思いますが、これの確認ですよ。番号の確認といいますか本人とその番号との確認というのがカードを持って来られた方なら分かるじゃないですか、カードを申請されて新しく。でもカードを持って来られなくてただ番号だけが分かるという方もいらっしゃると思うんですけれど、そういう場合の確認とかいうのはどうされるんですか。どういう確認の取られ方されるんですか。

安重国保年金課主幹 カードをお持ちにならない場合は御本人さんに確認をすることについて了解を求めまして、住基のシステムのほうで番号を確認するという作業をいたします。

三浦英統委員 国保の申請に来たときに個人番号を書かなければいけないんですか。書かなくてもいいというようなあれは、今の回答を聞きますとどうしても書かなければいけない、本人に聞いて記入しますよということなんですけどね、本人了解得たらと、本来これは書かなくてもいいんじゃないんですか。この辺のあれはどうなんです、どうしても要るんですか。

大濱国保年金課国保係長 こちらについては庁内で統一的な見解にするために窓口担当課で集まって話し合い等しているところです。当然そういったことが、番号を書かれないという方も想定されますけれども、これは国の質疑応答集とかに出ているんですけれども、書かないことによってたちまち申請を受理できないということにはならないので、場合によっては職員が住基を確認して記載することも想定されているというふうにはなっております。

岩本信子委員 1つ確認取りたいんですけど、国民健康保険証が出ますよね、それには個人番号というのは付記されるんですか、どうなんですか。

大瀨国保年金課国保係長 そちらのほうには個人番号は記載されません。

下瀬俊夫委員長 質疑があれば手を挙げてください。ほかに。市の広報を見たら強制ではありませんと書いてあるんですね。だから当然これは番号がないからといって受け付けないことはないわけですね。そこら辺だけちょっと確認しときたいんです。

大瀨国保年金課国保係長 現時点では個人番号を書かない、記入を拒否するということであっても申請を受理しないということは想定しておりません。

下瀬俊夫委員長 個人番号は守秘義務だって言いながらいろんな窓口で全部書くようになっているんですね。これ僕はものすごく変なシステムだと思っているんですが、結局個人番号だけで申請できるという意味であって、そういうことでしょうか。自分の名前で申請してもいいわけですね、当然のように。やないんですか。

大瀨国保年金課国保係長 個人番号の詳細になりますと、担当課があるので詳細を私がお答えしてもと思うんですが、基本的には個人番号を用いてそれぞれの個人情報をやがてひも付けするということが最終的なことだと想定されると思いますので、たちまち個人番号が申請で要ということではありませんので、そういったところでは今すぐここで書かないということにはならないのかなと私のほうでは思っているということです。詳細については担当課がおりますのでそちらのほうからお答えするほうが。

下瀬俊夫委員長 確認なんですけど、いわゆる個人番号を扱う市民課のパソコンはインターネットにはつながらない、単独で使うというふうな話があります。ところが各窓口のパソコンについてはインターネットにつながっているよね。例えば国民健康保険の関係でいえば、国保の加入者情報等はインターネットにつながっているでしょ。これに個人番号は入ってくるんですか。

大瀨国保年金課国保係長 今委員長の言われるインターネットというのが外部とのつながりですかね。それについてはつながっておりません。

下瀬俊夫委員長 内部だけがつながっていると。

大瀨国保年金課国保係長 内部の連携だけしているという状況であります。

下瀬俊夫委員長 いずれにしても国民健康保険課のパソコンについては被保険者の情報の中に個人番号が入ってくるんですか。入力されるわけ。

大瀨国保年金課国保係長 国民健康保険の例えば資格の画面については今個人番号が出るというふうに聞いております。

下瀬俊夫委員長 出るわけですか。ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)いいですか。それでは議案第106号山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について討論のある方。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしと認めます。議案第106号について賛成の議員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。それでは次に入れ替えますので、若干休憩いたします。15分まで休憩をいたします。

午前11時 4分 休憩

午前11時15分 再開

下瀬俊夫委員長 引き続きまして、議案第93号平成27年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第2回)について、質疑に入りたいと思います。それでは執行側の説明を求めたいと思います。

吉岡高齢福祉課長 議案第93号平成27年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算(第2回)について御説明させていただきます。まず、歳出から説明をさせていただきます。議案の11、12ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費を人件費の調整により1,213万3,000円減額し、3項介護認定審査会費、1目認定審査会費を27年度の決算を見込み109万3,000円減額するものでございます。13、14ページをお開きください。2款保険給付費におきましても、27年度の決算を見込み、2項介護予防サービス等諸費、

1目介護予防サービス等諸費を、2、568万1,000円減額、4項高額介護サービス等諸費、1目高額介護サービス給付費を634万1,000円増額しております。15、16ページをお開きください。5項高額医療合算介護サービス等諸費、1目高額医療合算介護サービス給付費についても決算見込みによりを438万9,000円増額するものでございます。3款地域支援事業費におきましては、人件費の調整により1項介護予防事業費、1目二次予防事業費を13万3,000円減額、2項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費を5万2,000円増額しております。17、18ページをお開きください。3目介護予防ケアマネジメント事業費についても人件費の調整により151万1,000円増額するものでございます。4款基金積立金、1項基金積立金、1目基金積立金5,473万8,000円の増額は、平成26年度の給付費の精算に伴う剰余金を介護給付費準備基金に積立てるものでございます。19、20ページをお開きください。5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金3,174万7,000円の増額は、平成26年度の給付費の精算に伴い、国、県の超過交付金を返還するための償還金でございます。内訳は、介護給付費の国庫負担金が2,818万7,000円、県負担金が356万円でございます。歳入に入ります。7、8ページをお開きください。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費国庫負担金は、平成27年度保険給付の決算見込みにより、299万円減額いたします。同じく保険給付の決算見込みにより、2項国庫補助金、1目調整交付金を84万3,000円減額、3目地域支援事業交付金は、平成26年度の地域支援事業の精算に伴い、国の負担金の不足分の追加交付として228万5,000円増額いたします。4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金は、保険給付の決算見込みにより、418万6,000円減額いたします。5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費県負担金は、保険給付の決算見込みにより187万円減額、2項県補助金、2目地域支援事業交付金は、平成26年度の地域支援事業の精算に伴い、県の負担金の不足分の追加交付として114万2,000円増額をいたします。9、10ページをお開きください。7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金は、保険給付の決算見込みにより187万1,000円を減額、同項3目その他一般会計繰入金は、平成26年度事務費繰入金の精算等による196万1,000円の減額、及び人件費の調整による1,070万3,000円の減額を合わせた1,266万4,000円を減額いたします。7款繰入金、2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金は、保険給付の決算見込みにより319万1,000円減額をいたしま

す。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の8,392万6,000円の増額は決算認定をいただきました平成26年度の繰越金でございます。結果、歳入、歳出とも5,973万8,000円の追加となり、予算総額は59億4,656万5,000円となりました。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

下瀬俊夫委員長 それでは歳出から質疑を受けたいと思います。11ページ、12ページ、一般管理費ありますか。

岩本信子委員 かなり人件費に異動があるんですが、異動によるということは聞いているんですけど、これ減らされたということはないんですよね、人員が。どうですか、その辺をお知らせください。

吉岡高齢福祉課長 この人件費718万円の減額でございますけれども。（「705万やろ」と発言あり）給料のところでございますね。705万8,000円、これにつきましては、ここの給料につきましては介護保険系の人件費になります。ここの予算につきましては、平成27年度の当初予算では12名の予算というふうになっておりましたけれども、平成27年4月の人事異動で1名減、年度途中8月になりますが、そこで1名減となりましたので、この705万8,000円が減額となっております。

岩本信子委員 人数が減になった、予算からなったということについて、事業に対して何か支障は出ておりませんか。減ったということに対して。

吉岡高齢福祉課長 10月にねんりんピックが開催されましたが、そのねんりんピック終了後にまだねんりんピックの残務処理としまして、実行委員会の解散総会、また報告書の作成というものもございますけれども、11月1日から課内異動によりまして、ねんりんピックの職員1名を介護保険系の兼務とさせていただきました。またその介護保険係につきましては、年々高齢化が進む中で要介護認定者の増、また来年度からは県の小規模デイの権限移譲、指定監督の権限移譲等もございますので、これは非常に厳しい状況ではございますけれども、今後適切な人員体制になるよう人事当局にも働き掛けていきたいというふうに考えております。

岩本信子委員 今聞いたのは結局今の職員で問題なくまわせるのかということです。なんか人数がほしいとか、まだまだ適正とは言われたんですけど、それを聞いたんですが、いかがですか。今のこの人数で十分だということ

とですか。

下瀬俊夫委員長 答えられるか。

吉岡高齢福祉課長 非常に厳しい状況ではございますが、何とかこなしておる状況でございます。

吉永美子委員 認定審査会費で109万3,000円減ということで、これは決算見込みということでございますが、当初1,066万6,000円を予算としてあげられたときに委員が45名の130回分の予定だということで説明を受けておりますが、ということはこれだけ開かれなかったのか、なぜ109万3,000円減ったのかお知らせください。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 介護保険係河上と申します。よろしくお願ひします。この減額につきましては、介護認定審査会を実施していない分と、実施しましたけれども御欠席なされた報酬の残額となります。介護保険認定審査会を実施しなかった理由というのはその週、あるいは開催当日において、介護認定審査を行う対象者がいらっしやらなかった、もしくはその翌週等で十分に対応できる状態にあった場合において随時中止にさせていただいているところでございます。

吉永美子委員 ということは130回じゃなくて、回数が減ったということで、この分についても分かればお知らせいただきたいのと、それと委員の欠席ということでございますが、45名中の結局最低人数が何人必要ということの認識なのかということと、何人ほど欠席をこれまでされているのかということをお知らせください。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 まず介護認定審査会の出席人数、会議そのものの成立の人数でございますが、3人以上というふうにしております。通常は介護認定審査会の人数といたしましては、5人を招集させていただいているところでございますが、3人いらっしやれば成立という格好になっておりますので、3人いる場合はそのまま審査会を実施させていただいておるところでございます。それから申し訳ございません。欠席の人数というのは現在数字を持っておりませんが、現在の開催回数といたしましては、11月末現在で77回としております。昨年度とほぼ同等のような推移で進んでおるところでございます。



吉永美子委員 5人お願いして、出席が3人以上あればということなんですが、要は出席依頼をかけて、常に出る方、出られない方と、万が一そういうことがあればいつもこう、何て言うんですか、同じ意見を持った方々の中で審査が決められていくという可能性も全く否定できないと思うんですけど、その辺の心配はないんでしょうか。常に出ない方がおられるとかいうことはなくて、きちんと誰かが欠席があっても回っている、45名が常に回っているという認識で、偏った審査にはなっていないということよろしいでしょうか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 偏った審査にはなっていないように運営を行っているところでございます。公平公正に行うために介護認定審査委員の研修も市のほうで行っておりますし、県のほうでも公平に審査を行うために審査員研修、今年度については昨日行われておりますけれども、この研修に審査員さんに御出席をいただく中で、公平な審査ができるような研修を受けていただいております。お休みになられる先生方の状況ということですが、これは特にお医者さんが多いんですが、急患が入ったとかそういった場合、急遽欠席なされるケースが多いんですが、常に欠席をなされるということは当然ございませんので、そのときに対してという格好になっております。以上です。

下瀬俊夫委員長 いいですか。よければ13ページ、14ページ。

三浦英統委員 窓口業務の拡充ということで、介護に当たるこの窓口業務の拡充で、どのような成果が上がったかここら辺りをお聞きしてみたい。これは新年度予算にも拡充すると、こういうような話があったように記憶しておるんですが。それとですね、介護者に対する支援、ここら辺りの支援がどのような方向で行われておるかお尋ねしてみたいと思います。

下瀬俊夫委員長 具体的に分かる。窓口業務の拡充というのは具体的に何かあれば。

三浦英統委員 新年度予算のときにですね、介護に当たる市民への拡充を図りますと、窓口には人員を1名余分に配置するんだと。予算計上しますよとこういうような説明があったように記憶しているんですけどね、ここら辺りの拡充策について、どういようなのがあったのか。

下瀬俊夫委員長 記憶にあるか。

三浦英統委員 記憶になかったら。

下瀬俊夫委員長 あったかなかったかだけでも答えてよ。質問があったんだから。そんなこと言うておりませんか。

吉岡高齡福祉課長 今確認をしましたが、そのようなことはちょっと申し上げてないということでございます。

下瀬俊夫委員長 大丈夫ですか。三浦さん。(何者か発言する者あり) 議論じゃから。(何者か発言する者あり) 何かそれは。もう1個あったろ。

三浦英統委員 もう1個ね、サポーターの問題。ボランティアの皆さんの研修をなさっておると、こういうことですが、このボランティア研修について現状はなさっていらっしゃるんですか。サポーターのボランティア。

坂根高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 高齡福祉坂根です。介護支援ボランティアの件でよろしいでしょうか。介護支援ボランティアにつきましては、社協に事業の委託をしておりますけれども、そちらのほうで研修のほうは、現任研修とか年に3回ぐらいは行っております。

下瀬俊夫委員長 ちょっと待って、ちょっと待って。それでいいんですか。

三浦英統委員 成果がね、介護ボランティアのこの研修を行っておる中での成果が上がってきておるかどうなのか。ここら辺りは検証していらっしゃるのか、いらっしゃらないのか。ただ研修だけで終わっておるのか、どうなのか。

坂根高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 当然研修を行って、ボランティアの方の質が少しでも上がってくるようにということで研修を行っておりますけれども、最終的な質というのは、実際的な検証というのはまだしておりません。

下瀬俊夫委員長 いやけどポイント制度に反映するんじゃないんかね。だからそれが増えているのかどうなのかというのを。

坂根高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 今ボランティアの方の人数はわずかなが

らでも増えてきておりまして、当然ボランティアすることによって、ポイント等も少しずつは増えてきてはおります。

下瀬俊夫委員長 いいですか、それで。（「はい」と発言する者あり）だからどの程度増えているのかとか具体的に聞けばいいのに。

岩本信子委員 13ページのところの介護予防サービス諸費のところなんですが、これ減額になっています、補正でね。これどうなのかなど、介護予防サービスの事業が少なかったとは思いますが、これ見込みが多かったのか、それとも何か事業に変化があったのかとかちょっとその辺。マイナスになった理由をお聞きしたいんですが。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 これは介護給付の予防のサービス費になりますので、デイサービスとかの利用に対しての給付費でございます。まず見込みにつきましては、予算組みにつきましては国のワークシートで平成24年から26年度の実績を取り込みまして出した結果の中で、この予算立てをしているところでございます。したがって、予算に対して実績がやや少なかったというところがあるんですが、もう一つ要因といたしまして、この介護報酬の改正が平成27年度行われております。その介護報酬の関係で予防通所介護の報酬が大幅に減額をされているというのも一つの要因ではないかというふうに考えております。基本的な報酬の単価が約20%くらい減額されております。ただ20%というところだけではなくして、他の加算等がプラスになっておりますので、単純にここで見ることにはできませんが、この減額になった一つの理由ではないかというふうに考えております。以上です。

矢田松夫副委員長 そういうことの回答であれば、介護予防サービス給付を受ける人数とか回数が減ったということではないというわけですね。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 おっしゃるとおり人数、件数につきましては、3月から8月までの実績となりますが、昨年度の3月から8月の実績が4,707件に対して、今年度の件数が4,814件という形で、107件ほど増加をしておりますので、実際の利用件数といたしましては増加をしているという状況にあります。以上です。

下瀬俊夫委員長 いいですか。ここの部分は新年度からどうなるわけ。予算措置については。

吉岡高齢福祉課高齢福祉課長 28年度については27年度と同様でございます。

下瀬俊夫委員長 同じ。ほかに。いいですか。それでは15ページ、16ページ。いいですか。ないの。

三浦英統委員 介護者に対する支援というのは何か行っていらっしゃいますか。

下瀬俊夫委員長 介護者。

三浦英統委員 介護する人。

下瀬俊夫委員長 どの部分ですか。どこの部分でしょう。

三浦英統委員 全般的に。

下瀬俊夫委員長 全般的に。

三浦英統委員 地域支援とか、地域の支援事業、ここら辺りですね。

下瀬俊夫委員長 地域支援事業。

三浦英統委員 介護をなさる方、これについての支援内容についてお聞きしてみたい。

下瀬俊夫委員長 二次予防で。

三浦英統委員 二次。二次じゃないですよ。

下瀬俊夫委員長 いや、どの部分か。(何者が発言する者あり)何か。全体的に何かある。

三浦英統委員 後で聞きます。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。いいの。いや何か言わんと。それでは次17ページ、18ページ。

岩本信子委員 この基金の積立てのところなんですが、さっきの国保でも言ったんですけど、結局その前の年度の繰越金が、私は基金積立てに回るといつも思っているものですから、5,400万円という基金積立てになっておりますが、繰越金は8,300万あるわけなんですよ、26年度の。この辺の違いという部分は、どこに違いというか、どこにどういうふうに持っていかれたのかということが分かれば、お知らせ願いますか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 まず基金の残高の積立額の内容でございますけれども、前年度の残額と言いますか、第1号被保険者、皆さんが納めていただく分の介護保険料の残額という格好になりますので、繰越金全体のものではございません。繰越金そのものにつきましては、この今の1号被保険者の残額分と今回で申し上げますと、国の償還金、平成26年度国のほうも給付費を予測して支払っていただけるわけなんですけれども、そうしますと当然もらいすぎ、あるいは不足分とかそういったものが生じてくるんですが、今度平成26年度におきましては、もらい過ぎの状況が発生しております。したがって、それにつきましては今年度において償還をしなければならぬようになるんですが、その金額もこの繰越金の中に含んでおります。それからまた最終的な決算というのがはっきり分からない中での繰越額の設定という格好になりますので、ちょっと余分に一般会計から切りのいい数字を繰越金のほうに充てるという仕組みになっておりますので、その部分につきましても、この繰越額に入っております。当然その差額、きちっとした決算が終わった後に差額が生じるわけなんですけれども、その差額については今回もありますけれども一般会計のほうに繰り戻すという格好で処理をしていくという流れになります。以上でございます。

岩本信子委員 では5,400万補正を出して、残高は全部で幾らになりますか。基金。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 基金の残高ということでよろしいですか。  
(何者か発言する者あり) 今回補正を承認していただいた後の残高で申し上げます。4億2,180万5,720円となります。(「はい、分かりました」と発言する者あり)

小野泰委員 今の基金なんですが、これ当初だったですかね。3億5,100

万くらいあったと思うんですが。それにこれだけプラスになって4億2,000万ということなんでしょうか。それでこれも国保と一緒になんですが、国保は給付費の10%ぐらいを積立っておきたいというのがあるんですが、介護ではどの程度を考えておられますか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 介護給費の準備基金の適正な残高ということですが、一応介護保険につきましては、3か年の事業計画で進めておるところでございます。その3か年において、急激な介護給付が増額された場合の対応として、この介護給付準備基金を設けておるわけですが、その急激な額といたしまして、私どもといたしましては5%という数字を持っておるところでございます。5%で第1号被保険者の負担分が増加したときの対応として考えておりますのが、約1年間において今現在で言いますと7,300万程度というふうに考えております。先ほど申し上げましたように事業計画は3か年でありますので、それを3年で掛けますと2億2,000万程度の残高が適切な金額ではないかというふうに考えておるところでございます。以上です。

下瀬俊夫委員長 いやいやそうすると4億はどういうふうに考えたらいいんですか。

河上高齢福祉課主査兼介護保険係長 それで今現在御報告申し上げました4億2,000万残高がございます。今ほぼ適切な残高2億2,000万を引きますと余分と言いますか約2億円程度でございます。この金額につきましては、どのような活用かということでありますけれども、これは介護保険の3年間の計画を策定する際に少しでも、第1号被保険者の皆様方の介護保険料を軽減をするために活用するというふうな仕組みになっておりますので、今年度から第6期介護保険事業計画が始まりましたが、この3か年において約2億円程度取り崩す前提で平成27年度から29年度の介護保険料の設定を行っておるところでございます。したがって、今4億円程度でございますが、計画上ではこの3か年で2億円程度取り崩すという計画にしておるところでございます。以上です。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。先ほどの何か重要な質問がありましたか。(発言する者あり)いいですか。では19、20、償還金。いいですか。それでは歳出を打ち切ります。歳入7ページ、8ページ。

岩本信子委員 これ歳入のほうで見ますと、地域支援事業交付金はかなり増え

てきております。県もそうですよね、それして、増えたということはそれだけ事業の数があったのか、それとも先ほど歳出のところでの地域支援事業費を見ると、この国庫支出金のいただくほど、この事業費は増えてないんですが、その辺の地域支援事業費の交付金が増えた理由というのをちょっとお聞きしたいんですが。

坂根高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 地域支援事業交付金につきましては、国庫補助金等の対象経費というのは、地域支援事業の全事業の支出額から利用者負担金等の歳入を引いたものが対象経費となるんですけれども、当初申請のときに収入のほうをちょっと多めに見積もってございましたんで、(何者か発言する者あり) 前年度です。平成26年度の方ですけれども、収入のほうを多く見積もって申請してございました。26年度の精算時に収入のほうを精査して、交付金が増えたっていう形になっております。

下瀬俊夫委員長 それは当初の話かね。

岩本信子委員 ちょっと今の説明じゃ分からないんだけど、当初見込みが多かったというんじゃなくて、結局当初少なかったから逆にこの度補正で増えてきたんでしょ、地域支援事業費とか国庫支出交付金とかが。だから今の説明はちょっと違うなと思っているんですけど、当初、事業が例えば増えたとか言われるんだったら、またこれはこれであるのかなと思うんですけど、当初の見込みが少なかったということじゃないんですか、どうなんですか。どうですか。

坂根高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 歳入のほうが多く見積もってございましたんで、対象経費が、当初は少なかったと。(何者か発言する者あり) 逆。

下瀬俊夫委員長 だから今回の増額補正の理由。

坂根高齡福祉課主査兼高齡福祉係長 済みません。平成26年度の事業の精算で追加交付ということでございます。(「26年度についてはね。」と発言する者あり)

下瀬俊夫委員長 納得した。(「分かりました。」と発言する者あり) ほかに。いいですか。じゃあ9ページ、10ページ、一般会計繰入金。いいですか。ほかに。いいですか。ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと

思います。議案第93号平成（発言する者あり）全般。全般、どうぞ。

吉永美子委員 歳出で問合せがなかったので。新しい試みとして2点されておられるところでお聞きしたいんですけど、26年度からさんさんネットが始まったということで、これを活用して介護認定に必要な医師の主治医意見書、これを郵送でやりとりしていたのをオンラインでやっていくということで、それによってやっぱり日数が掛からなくなったことで、大変いいと思うんですが、その医師会と連携した新しい試みということで、その実施状況、効果をお聞きしたいことと、もう1点はやはり新しく始めた介護予防事業に重点を置いたということで、住民運営憩いの場、この立上げをしたいというふうに当初予算のときに説明が入っておりますが、この2つについて、実施状況と効果をお聞きします。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 さんさんネットの実施状況ですが、済みません、今数字を持っておりませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。（何者か発言する者あり）その件数ということですよ。

尾山地域包括支援センター技監 それでは私のほうから2点目の質問に関しまして、お答えをさせていただきます。新たに始めた事業として、住民運営憩いの場ということで、主にこれ、後ほどさせていただく所管事務調査のほうで少し説明をさせていただこうと考えておりますが、いきいき100歳体操というものの普及を図っております。現在このいきいき100歳体操を活用しての住民運営憩いの場が市内で9か所、これは9か所とも既に自主運営化ということで動いております。そのほかに認知症予防を中心とした憩いの場が今までに4か所、自主運営化、現在2か所、立上げ支援中というような状況です。この効果につきましては、まだ件数自体が少ないですので、表立って、何件何%というようなものはございませんが、各会場で開始前と実施後、3か月、6か月で、体力測定とか利用者の方の主観的意見交換等の効果判定をしておりますが、おおむね筋力の向上だとか、あと実際的に膝痛や腰痛が改善した、歩き方が楽になったというようなものをいただいております。以上でございます。

吉永美子委員 今のこと大変いいことだと思いますし、やはり予防ということで、ぜひ進めていただきたいと思いますので、これについてはまた効果等今後またお聞きしたいと思います。お願いします。

下瀬俊夫委員長 どうする。後から報告しますか。



河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 そうさせていただければ助かります。

下瀬俊夫委員長 時間掛かるね、まだ。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 今ちょっと調べていますので、そんな時間掛からないと思います。

下瀬俊夫委員長 どうするのか。ちょっと待つ。待ったほうがいい。どうしますか。進めていく。進めていくったってもう質疑打ち切って、討論採決になるんですよ。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 数字的なものは今持ってきてないんで、分からないんですが、効果ということで御説明申し上げたいと思います。さんさんネットにつきましては、各病院で書いていただく主治医意見書が専用の回線を通して、病院から本市のほうにデータで転送していただく仕組みとなっております。今まで郵送で送ってきていただいたものが電子データで送ってくるということになりますので、まずその時間が短縮されることと、電子データで送る必要がありますので、なかなか主治医意見書を手書きでなされる先生方、分かりにくい、読みにくいという字の先生もいらっしゃるんですが、その辺が分かりやすい主治医意見書に改善されるといいうメリットはございます。ただ、このさんさんネットのデータを送る際には、それぞれの病院において仕組みと言いますか、パソコン等の設定を行う必要があります。今すぐに全ての病院が対応できるような状態ではありません。今現在、医師会を通じてこのさんさんネットの推進に向けて協力をお願いをさせていただいているところがありますけれども、まだ今現在は5つの病院ぐらいが対応しているような状況でありまして、まだまだ今から推進していかなければならないかなというふうに考えておるところでございます。

吉永美子委員 今対応しているのは5病院ということで、全体的には何病院あるんですか。その中での5病院ということですよ。要は山陽小野田市のいろんな医院さんとか、そういうことでしょうか。かなりありますよね。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 そうですね。ちょっと済みません、その辺もデータが今、手元がないので分からないんですが、基本的には主治医意見書については全ての病院が対象となりますので、全ての病院とい

う格好になっております。

下瀬俊夫委員長 今の病院の話しかしてないよね。介護施設なんかの関係はどうなんですか。これ、介護保険だから。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 このさんさんネットにつきましては、主治医意見書のやりとりという格好になりますので、病院のやりとりのシステムということで運用しております。

下瀬俊夫委員長 介護保険も入ってくるんじゃないかね、さんさんネットに。それは入らないの。

吉岡高齢福祉課長 さんさんネットのメニューとしては医療機関同士の連携であるとか介護施設との連携であるとか、いろいろなメニューがございますけれども、山陽小野田市として今利用しているのは先ほどから申し上げております主治医意見書の取得だけでございます。

下瀬俊夫委員長 病院だけ。そうですか。そうするとね、結局今話を聞くと、労災病院と医大ですよ、山口医大、それと興産中央病院だけ、この3病院が基幹病院で、この病院と連携している医療機関しか取れないという話になるんよね。だから件数はそんなに多くないと思うんだけど、どうなんですか、そうすると。それは分からんよね、数は。

尾山地域包括支援センター技監 分かる範囲の説明になってしまうんですが、今の基幹型病院とネットワークをつなぐというのは、さんさんネット、いわゆる宇部市、山陽小野田市、医師会等が中心とされているネットワークだと考えております。この主治医意見書に関しましては、その一部だけを利用させていただいて、主治医の意見書がこのネットワークで提出できるような仕組みと。ただ、これに関しましては、機材という問題だけでなく、たしか主治医意見書には医師の自書の署名等がある、これに代わるものを、済みませんちょっと正式名称が思い出せないんですが、日医か何か国のほうの承認がある。そこでの何か電子認証のようなものが使えるようになって初めて主治医の意見書が電子データで提出できると。ただ、その申請、日医か済みません、対する申請を行われている病院自体がまだ今説明させていただいた5、6か所しか行われてないというふうに伺っております。以上です。

下瀬俊夫委員長 そうするとこのさんさんネットというのは双方向の活用ができるということですか。一方通行ではなしに、双方向の活用ができるわけですね。さんさんネットやろ、今の話は。

尾山地域包括支援センター技監 さんさんネットを利用させていただいた主治医意見書の双方向という意味でお答えして。

下瀬俊夫委員長 あのね、よく分からないのは、基幹病院につながっているさんさんネットとこのさんさんネットとは違うものなんですか。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 回線そのものは一緒ですが、一応それぞれの病院と直接やりとりをするという手段。

下瀬俊夫委員長 病院同士じゃなくてもできるわけね。「病院。」と発言する者あり）双方向もできるという話があったよね。よく分からん。

尾山地域包括支援センター技監 済みません、余り詳しくはないんですけども、さんさんネットの中で例えば医療情報、例えば興産中央病院に入院されている方がどちらかの病院に移られる、そのときにその病院と患者さんの情報を双方向でやりとりしたりというのは、登録されている病院では可能だと。ただ、そのネットの中に介護保険係が入っているからといって、その患者さんの情報を見られるということはありません。ですから、参加されている団体が例えば100あったとしても、100の団体が全て同じものが見られる状態にないというふうに認識しております。

下瀬俊夫委員長 もう少しわかりそうなので、あ、来た。来た。はい。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 大変お待たせして申し訳ございません。5月から11月の間となりますけれども、主治医意見書の提出していただいた枚数が227件ですね、提出していただいております。

吉永美子委員 やはりパソコン設定等ですね、クリアしなければいけないことがたくさんあるんでしょうけれど、これだけ委員さん含めたたくさん病院がある中で、まだ今5か6かぐらいしかないということですよ。そこが227件出してきたということになるでしょうから、やはり割合からすると、かなりまだまだだと思っんですよ。やはり郵送と違うそうい

ったデータでぼんと飛んでいくということは、審査を受けたい側からすると、早く認定審査会に入ってもらって、認定をしていただきたいという思いはあると思うんですね。期待されるどころあると思うので、せっかく始められたんだからこれをですね、1つ2つ増やしていく努力を本当に進めていただきたいというふうに思いますので、その辺よろしくお願いします。

下瀬俊夫委員長 ほかに、いいですか。なければ質疑を打ち切りたいと思います。それでは議案第93号平成27年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算第2回について、討論のある方。（「なし」と発言する者あり）いいですか。それでは議案第93号について、賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致。どうする、全部終わったほうがいい。いいですか。では引き続いて、第105号山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてに入りたいと思います。執行の説明を求めたいと思います。

吉岡高齢福祉課長 議案第105号山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。この度の介護保険条例の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴いまして、介護保険条例の保険料の徴収猶予及び保険料の減免の申請の為の記載事項に個人番号を追加する規定を設けるものがございます。改正の内容につきましては、第23条第2項第1号中の「及び住所」を「住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」に改めまして、第24条第2項第1号中「及び住所」を、「住所及び個人番号」に改めます。施行日は、平成28年1月1日としております。以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

下瀬俊夫委員長 この件で御質疑がありましたら。

矢田松夫副委員長 先ほどの国保と同じような内容ですけれど、いわゆる利用者というかね、加入者がこのことによって、申請書類に番号書くだけで、

ほかの申請書類が何というかね、省かれるというか、少なくなる、事務の効率化によってこれやるわけですが、非常に利用者、加入者が何ていうかね、申請書類そのものが少なくなるということはあるんですかね。そういうことが目的ですよ、今回は。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 本申請に関わるものにつきましては、添付書類として課税証明等を添付していただくようになります。この課税証明等につきましては当然課税証明を申請する際に、本市であれば税務課のほうに申請をしていただくとかいう利用者の手間がかかってくるんですけども、この個人番号を記載していただく中で情報の共有ということが出来ますので、その点のお手間を省くことができるかというふうに考えております。以上です。

矢田松夫副委員長 ということはこれまで以上に申請書類が簡素化されるということではないんですか。

下瀬俊夫委員長 ちょっといい。今の話。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 情報を共有できる申請関係につきましては手間を省くことができるように考えております。

矢田松夫副委員長 書かなければいけないということなんですが、書かないことによるペナルティーというんですかね、あるいは保険給付の支給が遅れるとか、そういう現実なことというのは予想されるんですか。かつて郵便番号なんかは3桁から7桁になったんですよ。あのときに随分と利用者に郵便物が遅れるような状況が出たわけですよ。番号を書かないからということで。そういう現実というのは予想されるんですかね。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 書かないという理由が恐らく2つあるかと思いますが、分からないというのと書かないというものがあるかと思うんですが、この辺については今現在、市全体で調整中のところではあるんですが、分からないという方についてはこの運用方法、それから個人番号の使用方法等説明をさせていただく中で、こちらのほうで調べて対処すべきかというふうに今現在考えておるところでございます。書かないと、要は拒否をされる方につきましては、当然説明は申し上げたいというふうには考えておりますが、それでも拒否をされる方につきましては、こちらのほうも特に申請そのものに、その必要性がない申請で

あればですね、それはもうそのまま対応していきたいと思えますし、添付書類等で必要性があるものであれば、御本人さんにとっていただきなりの対応を行っていきたくと思えますが、その辺で若干の利用者さんの手間が掛かってしまうケースがあるというところで、審査に直接大きな影響を与えるものでは、その辺御協力いただければ審査に影響するものではないかというふうに考えております。以上です。

下瀬俊夫委員長 今の河上さんの答弁でね、添付に必要な番号と言われましたよね、申請に。そんなものがあるの。いわゆるそれがないと受け付けられないということになるんですか。マイナンバーがないと受け付けられないという、そういう申請書類があるんですか。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 添付書類が必要な場合ということで、基本的には必要のない書類については、記載は必要ないという意味合いです。

下瀬俊夫委員長 税金の申告にしろ何にしろですね、国のほうは強制ではないと、番号がないからといって受付はしないということはないと、こう言っているわけですよ。だから広報にも強制ではありませんって書いてあるんです。だから必要な書類というのは、それがないと受け付けられないということではないんじゃないですか。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 受け付けられないという意味合いです。

下瀬俊夫委員長 ないですね。それともう一つは、いわゆる記入を拒否されるような方についてですね、これはその理由について、きちんと問いただした上に、どっかにきちっと報告するという義務が生じているんですか。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 御本人さんに理由を聞くということではなくして、こちらのほうが利用方法について御説明を申し上げるということであって、その辺をお聞かせいただくこともありませんし、それを記載することも全く考えておりません。

矢田松夫副委員長 結論から言うと、個人を識別するための番号と書いてありますが、逆に言えば個人を識別するものがあればいいんだということと、

そういうふうに取り替えられるんですが、いいですか、それでも。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 基本的にはそういった格好になるんですが、先ほど申しあげましたように、課税証明等添付が必要なものについては利用者さんの手間が少しでも軽減できるというところをお願いをさせていただくということでございます。しかしながら必ず書いていただかなければならないというふうな形では、確定ではないですけれども、そこまでは現在のところは考えてはおりません。以上です。

小野泰委員 これ本会議でマイナンバーについて識別方法は顔写真及び2つ以上の証明で判断をするという答弁があったのですが、免許証とか2つ持って行ったらいいということですか。

吉岡高齢福祉課長 全庁的な取扱いにつきましては今担当課のほうの主となりまして、それぞれの窓口を持つ課を集めまして協議をしておるところでございますので、その中で詳細についてはこれから決めていくことになるかと思えます。

小野泰委員 それはそれでいいんですが、本会議ではそういうことでの答弁があったと思いますし、ここにはですね、次に掲げる10項を記載した申請書を提出しなければならないということになっているんですよね。ならないが、なくても受理をするということですか。その辺がちょっとね、歯切れの悪いような答弁のような気もするんですが、試行期間をもってやるというのか、なんかちょっとその辺もうちょっとよく分かりやすく説明してください。

吉岡高齢福祉課長 その辺りも担当課と協議をしながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 今の話、通知カードの話じゃない、個人カードの話やろ。

矢田松夫副委員長 今回の不在の書留を取り行ったときに、その2点のね、本人が確認できるパスポートとか運転免許証とか保険証とか。市役所に取り行ったときですよ。その次の手続の話やなくて、その前の段階の話、小野さん。

下瀬俊夫委員長 通知カードの話か。

矢田松夫副委員長 そうそう。簡易書留を受領する場合はその2点が入りますよという話。

下瀬俊夫委員長 本会議答弁やろ。いやいやさっきの本会議答弁というのは通知カードの受取りの話やろ。

矢田松夫副委員長 そうそう。受取りですよ。(何者か発言する者あり)

下瀬俊夫委員長 ちょっと待って。ちょっと小野さん、はっきりしようや。どうなん、そこら辺は。

小野泰委員 私はマイナンバーというふうに理解をして、答弁をメモしておったんですがね。

下瀬俊夫委員長 マイナンバー。来年1月からよ。

小野泰委員 だからそれをするとき、なかった場合どうするんかということで、免許証とか2つの証明するものがあればいいですよというような答弁であったというふうに理解しています。

下瀬俊夫委員長 いずれにしても、今協議中なんやろ、部内で。手続というか受付については。そういうことでいいやろ。

岩本信子委員 これを申請するとき番号を書くということになると、結局逆発想で、介護保険っていうのは年がいったから使うというのではなくて、介護保険が必要になった人が使うというものですよね。それで、逆に言いますと、番号が分かることによって、高齢者で介護保険を使ってらっしゃらない方っていうのは、逆に把握できるのかなと思うんですが、そういうふうな使われ方というのはされることはないんですよ、分かります。だから高齢者で介護保険を使ってらっしゃらない、今からいろんな例えば介護予防とか、いろんなサービスの内容を提供するときそういう方たちに対して、介護申請されてない方々が把握できるんじゃないかと思うんです。逆に、番号の使い方によっては。そういうことがされる可能性はあるのかどうかをお聞きするんです。

下瀬俊夫委員長 使わない人に何かサービスするわけ。



岩本信子委員 だからサービスするんじゃないなくて、介護予防なんかを今からや  
っぱりしていく上においては、いろいろとしなくてはいけないことある  
じゃないですか。やっぱり年の方やったら体操するとか、いろんなこと  
を介護予防のために動いていただくという、そのために使うという、介  
護申請されていない年の方、そういうこと使えることができるのかとい  
うことを聞いているんです。逆発想です。

下瀬俊夫委員長 逆発想やけど、それは趣旨は違うよね。

岩本信子委員 趣旨が違うからどうかと聞いているんです。

河上高齢福祉課主査兼高齢福祉係長 介護保険制度内における、そういった状  
況の把握というのは、介護保険の被保険者番号というのを既に持ってお  
ります。したがって、この個人番号とは別に状況把握をしております  
ので、委員さんがおっしゃるような今受けている方というのも被保険  
者番号のほうで把握をしておりますし、逆に受けている方以外の方が受  
けておられないという格好になりますので、その辺の状況も把握をさせ  
ていただいているところでございます。以上です。

下瀬俊夫委員長 いいですね。（「はい」と発言する者あり）なければ質疑を打  
ち切りたいと思います。議案第105号について、討論のある方。（「な  
し」と発言する者あり）なしということで、それでは議案第105号山  
陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の  
委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致。以上で午前中の議案質疑を終わりたいと思います。  
午後は1時20分から再開します。以上です。

午後0時20分 休憩

午後1時20分 再開

下瀬俊夫委員長 それでは委員会を再開します。議案第104号山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について審査を始めたいと思います。議案に入る前に市民課の報告があるんですが、その前に11月に人事異動があったと思うので、紹介だけお願いしたいと思います。

山根市民課長 この11月1日付けの人事異動に伴い、山陽総合事務所の市民窓口課に在籍しておりました野上課長補佐が11月1日からは当市民課の課長補佐として異動になりましたことを御報告いたします。

野上市民課課長補佐 今御紹介に預かりました山陽総合事務所の市民窓口課課長補佐から市民課の課長補佐に異動してまいりました野上と申します。よろしく申し上げます。

下瀬俊夫委員長 それではマイナンバーの顔認証について課長のほうから説明をお願いします。

山根市民課長 市民課の山根です。お時間いただきありがとうございます。市民課からは御報告です。来月から、希望者の申請に基づく個人番号カードの交付が、市民課と市民窓口課で始まりますが、この個人番号カードを交付するときに、新たに顔認証システムを原則導入することとなりました。この国の通知は10月の初めに届いたものです。目的は所持される方の見た目と個人番号カードの写真が容易に同じ人であると確認できるものとする事及び他人の成り済ましを防止することです。これを受けまして市民課は、来月からの交付事務に間に合わせるため、12月の補正予算計上では間に合わないため市民課の持つ予算内で流用し、市民サービスに支障がないように準備を進めております。市が準備するものは、ウェブカメラ、スキャナー、パソコンです。顔認証システムのソフト自体は、国から無償で配布を受けます。ウェブカメラ、スキャナー、パソコンは市民課、市民窓口課分で総額約90万円程度です。具体的な、顔認証システムの取扱方法については、国からの詳細文書は届いていませんのでイメージとしてお伝えすることを御了承ください。窓口で個人番号カードの交付のときに、その個人番号カードの写真と目の前の本人の画像をスキャナー及びウェブカメラで、1つのパソコンに取り込んで照合し、同一性を判定するものです。具体的な活用方法は、実際にどのように使えるのかといった使用方法や、今後国からの取扱文書、他市町の活用状況を踏まえる必要があり、現在は検討中です。パソコンは、スタンドアローンとって顔認証システムのみをインストール

し、他には何も入れませんし、ネットも遮断です。また、ウェブカメラで撮影した画像は、判定後消去される仕様となっています。個人番号カードの交付関係事務を行う場所は市役所の市民課と山陽総合事務所の市民窓口課の2か所で、顔認証システムの設置もこの2か所です。以上、御報告申し上げます。

下瀬俊夫委員長 顔認証システムについて事前の報告を受けました。これについて皆さんのほうで意見があれば。ありませんか。岩本さんありませんか。同じ顔があった場合どうなるのかとか。

岩本信子委員 顔認証システムというのはきちんと双子でも見分けられるということは大丈夫ですか。

山根市民課長 初めに申し上げましたとおり、現在どのように活用するとか、どういう画像が映るとか全く分かっておりませんので、お答えはできません。なお、岩本議員さんのように双子さんでいらっしゃる場合とかは暗証番号が鍵になると思います。

下瀬俊夫委員長 暗証番号。

山根市民課長 暗証番号を設定していただくことになっております。

岩本信子委員 暗証番号は初めて聞いたんですけど、銀行何かだったら、例えば生年月日とか分かりそうなものは全部はねられますよね。例えば自分の生年月日とか入れたら、もう使えませんかと言われるんですけど、例えば暗証番号を設定する場合、そういうふうなことが結構あるんじゃないかと思うんですけど、それはやっぱりはねられるんですかね、どうですか。銀行と同じようなシステムになるんでしょうか。

光井市民課主査兼住民係長 暗証番号は生年月日とかセキュリティコードというカードに書いてある番号を使った場合ははねられます。不相当としてはねられることになっています。

下瀬俊夫委員長 それはシステムとしてはねられるんかね。

光井市民課主査兼住民係長 カードの発行の入力の際に生年月日を入れたら、暗証番号としては使えませんかということになります。

下瀬俊夫委員長 顔認証のシステムのパソコンについては認証が終わった時点で消去するというふうに言われましたよね。これはマイナンバーのパソコンとは連動しているわけですね。

山根市民課長 マイナンバーのパソコンとは既存の住基システムのことかと思えますけれど全く別物です。単独で顔認証するためだけのパソコンとして導入して住基ネット等につなぐことはありません。

下瀬俊夫委員長 住基ネットそのものは廃止になるわけでしょ。今言ったのはマイナンバーの話よ。

山根市民課長 住基カードのことですか。

下瀬俊夫委員長 個人カードのこと。マイナンバーの個人カードのことです。マイナンバーの制度が始まった時点で住基カードそのものは廃止になるんでしょ。

山根市民課長 12月22日時点で新規、更新の住基カードはできなくなりま  
す。個人番号カードに移行します。

下瀬俊夫委員長 顔認証システムのパソコンは独自のものを設置するという話  
でしょ。だけど、マイナンバーと連動しなければ顔の認証ができないで  
しょ。個人カードに入っている写真と現在来ている人の写真が照合され  
ないと正しく認証されないんじゃないですか。

山根市民課長 個人番号カードというのは東京にある地方公共団体情報システ  
ム機構という全国の市町が委任をしたところが作ります。作成された個  
人番号は住所地の市町村に届きます。その個人番号を1枚1枚チェック  
します。大丈夫であればお客様のほうにあなたの個人番号カードが届き  
ました。これこれ持ってきてくださいという通知を出して、御本人がい  
ろんな物を持ってきて来られます。その御本人であるということ、先  
ほども申したとおり同一性の確認ということなので、目の前の御本人の  
顔はウェブカメラで取り込んでパソコンに入れます。それからこちらが  
お渡ししようとするカードはこちらにありますので、それはカードを読  
み込むカードリーダーライターみたいなものに載せて、それをまたパソ  
コンに取り込む。だから個人番号カードとして別仕立てのパソコンはあ

りますけど、統合端末とってありますけど、これは全くつながっておりませんで、あくまでも渡そうとする個人番号カードの写真が目の前の御本人であることだけを照合する、画像照合だけの機能ですので、ネットにも何もつながりません。そして使用後すぐに消去ということになりますので残りません。

下瀬俊夫委員長　ということで小野さんが午前中にやりおった質問になってくるわけですよ。いいですか今の件で。

矢田松夫副委員長　ということは1回行けばいいということですかね。2回も3回も行くことはないということですよ。

山根市民課長　きちんと持って来ていただくものがそろってれば1回で済むはずですよ。

岩本信子委員　暗証番号はどのような形で使われるんですか。私は顔を見るときに暗証番号が要るのかなと思ったんですけど。顔も消去されるんだったら、一旦取り込まれたら。暗証番号はいつ、どのような形で使われるんですか。

山根市民課長　個人番号カードを持ち込まれるときに、その説明書きもカラーページの7ページにあるんですけど、暗証番号は電子申請を御利用になる方については6桁から16桁うんぬんとありますし、利用者証明などでしたら数字4桁ということで、最大4種類、最低でも2種類という電子証明が使われる方については必要ですよということになっております。

矢田松夫副委員長　先ほどの事務の行くところは本庁の市民課と総合事務所の市民窓口課、どちらに行ったらいいんですか。例えば今回通知カードは指定されているわけですよ。あなたは山陽総合事務所に来なさいよ。今回どうなんですか。どちらに行ってもいいんですか。

山根市民課長　個人番号カードはでき上がったら市町村に届きますけれども、この交付事務が行えるところは市民課と市民窓口課の2か所にしか機械がございませぬので、山陽地区の個人番号カードは市民窓口課に直接届きますし、小野田地区の個人番号カードは市民課に直接届きます。

岩本信子委員　先ほど写真は消去されると言われたんですけど、再発行する場

合ですね。カードがなくなって、条例のときやりましたよね。カードを持ってこられれば無料なんだけど、カードがなくなればまた新しく再発行、手数料を取られるということだったと思うんですけど。再発行の場合はまた一から結局写真を撮って、そして全部やるということになるんですか。

山根市民課長 再発行の場合も、まずは市民課にお申し出いただきまして、市民課または市民窓口課でも大丈夫です。申し出を受けまして、免許証等で本人さんであるかを確認させてもらった後に統合端末から交付申請書を出します。その交付申請書にはその方であるIDも記入されておりますし、それに写真を貼って東京のJSに、地方公共団体情報システム機構にお申し込みになられて、後は手順は同じです。

下瀬俊夫委員長 顔認証、市民課のほうは基本的に全部正職員がやるということなんですが、総合窓口の場合は担当は正規の職員がやるんですか。

山根市民課長 市民窓口課のことをおっしゃっているんでしょうか。

下瀬俊夫委員長 いいえ、総合事務所。

山根市民課長 はっきりしたことはまだ確認はしておりませんが、当然に正規の職員がすることと認識はしております。

下瀬俊夫委員長 そうすると総合窓口の中のセキュリティ問題も出てくるわけですよね。担当が違うというだけではなしに、あそこは臨時職員との混在になっているわけですよね。そこら辺で部内でのセキュリティというのはきちんとできているような仕組みになるんですか。分からなければ分からなくてもいいです。

山根市民課長 分かりません。

下瀬俊夫委員長 分かりました。ほかに。いいですか。これは今月中くらいには導入するんですね。

山根市民課長 その予定となっております。

下瀬俊夫委員長 1月1日から稼動するんですね。

山根市民課長 納入が年度内をめぐりまして、新年度に入ってからセットアップとか情報管理課の、失礼しました。新年になって情報管理課とも連携してと言いますか、あちらの都合に合わせてセットアップ等してからになります。

下瀬俊夫委員長 新年はずれ込んでいくという可能性があるわけですね。稼動するのは。

山根市民課長 その予定です。

下瀬俊夫委員長 いいですか。以上で市民課のほうは終わりたいと思います。それでは議案の審議に入りたいと思います。議案第104号山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について、執行の説明を求めたいと思います。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 それでは、議案第104号山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。まず、議案の裏面の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。今回の改正は、山陽小野田市民以外の方が斎場を使用する時の使用料を改正するもので、別表の「その他」欄になりますが、12歳以上を1万円から3万円に、12歳未満を7,000円から2万1,000円に、死産児を5,000円から1万5,000円に、胞衣又は身体の一部を2,000円から6,000円に改正するものです。次に算出の根拠について、参考資料で御説明いたします。まず表のほうですが、ここでは過去5年間の火葬件数の推移と斎場管理運営費の推移を示しています。次に裏面の算出根拠ですが、この過去5年間の12歳未満の件数と死産児の件数、そして胞衣又は身体の一部の件数に一定の係数を掛けまして12歳以上と合わせています。それを合計しますと、過去5年間の総火葬件数は4,722.8人となります。そして、5年間の管理運営費の合計をこの総件数で割り、1体当たりの火葬に伴う経費を算出しています。その結果、1体当たりの経費は、約3万円ということになります。また、このページの下に他市の市外使用者の料金を示しています。今説明しました、算出結果と、この他市の状況を比較検討し、今回市外の方の斎場使用料を改正するものです。次に参考データとして、12歳以上の市外の方の斎場の利用状況を示していますが、最近は100件を超え、率としましても十数%に達しています。市外の方にも親族を弔うという火葬ですので、

低料金としていましたが、余りにも件数が増加しますと斎場の経費、また施設の維持管理費も増加してまいります。これらのことにより、今回改正させていただくものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

下瀬俊夫委員長 説明がありました。これは民福の火葬場に対する提言の中にも若干含まれておりまして、それを踏まえた提案になっているんだろうと思います。皆さんからの御意見がありましたら。

吉永美子委員 この近隣市とのアンバランスについては求めてきたほうなので、この点についてはそうするべきとっておりますけれど、ちょっと聞きたいところがあって、資料をいただいた分の裏のほうで、12歳以上を1として12歳未満0.7、死産児が0.5、胞衣等が0.2ということで、こういう計算になったという根拠が何かありますか。

木村環境課課長補佐 12歳以上の火葬件数にそろえるということで、今この1と0.7、0.5、0.2という数字を使わせていただいたのは、現行の金額を見ていただきますと分かるかと思いますが、現行は市外料金大人1万円。参考資料の下のほうになります。それと子供が7,000円。胎児が5,000円。そして胞衣等が2,000円ということで、合併のときに既にこの率でいっております。遠い昔まで遡ってということであれば、ちょっとそこまでは調べておりませんが、通常考えられるのが大人1に対して子供が大体70%ぐらいの体重とか体型とかいう形でございます。それではじいている数字と理解していただいて、それで全てを12歳以上の数字にそろえているという形でございます。

吉永美子委員 分かりました。もう1点ですが、市外の人数が確かに増えております。この割合はかなり宇部市、なかんずく楠の地域の方なのかなと思うんですけど、楠の地域の方々にとっては少し申し訳ない気がしないわけではない。一部事務組合でもやっていたし、申し訳ないかなという気がしますが、どうしてもこれは行政の問題で仕方がないと思います。市外の中で宇部市の占める割合が分かればお知らせください。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 宇部市が占める割合がほぼ100%に近いという状況です。

下瀬俊夫委員長 楠の関係は分かりますか。



佐久間市民生活部次長兼環境課長 宇部市の中で楠だけというのは集計しておりません。

下瀬俊夫委員長 だけど山陽側は大体そうでしょ。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 山陽側はそうですけど、現在集計そのものは行っていないということです。

下瀬俊夫委員長 山陽と小野田の集計は行っていないということですか。

木村環境課課長補佐 詳細なものという集計はしていないということでありまして、例えば手元に22年度ぐらいからあるんですが、山陽斎場の大人、子供、死産児とかをまとめたものがあるんですが、その中だけでいきますと、山陽斎場のほうの市外に相当する件数は大体23年度から26年度ぐらいまで、山陽のほうの総使用率の中から市外率を出しますと、大体12%から15%ぐらいを推移しているという形でございます。正確な数までということになると、ないわけではないんですが、ほとんどが山陽側の市外は確かに御指摘のとおり楠町側のほうではないかなというふうには思います。

岩本信子委員 これを見ますと、よそから比べるとうちの市外料金が断トツに安かったわけなんですよね。安いからだんだんだんだん増えてきたとは考えられない、ただ利便性とかそういう部分で市外の方が使われるのかなと思うんですけど、その辺の理由と言いましょうか、安いからこちらのほうを使っている。それとも利便性が小野田のほうがあるから使われているとか、そういうふうなところのことは把握されていませんか。どうですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 市境にある関係で利便性のほうが優先されていると思います。宇部市民の方が川上にある白石斎場で火葬されれば5,000円です。山陽小野田に来れば今1万円掛かっているわけですので、金額だけで言えば地元の宇部で火葬されたほうが安いということになります。だから市境に両斎場がありますので、その利便性のほうが優先しているんじゃないかと推測します。

岩本信子委員 でしたら、利便性が優先されていたら、結局これだけの人がずっと、例えば1万円が3万円になっても、これだけ市外の人が使われる

という予測ですか。そういうことはできるんですかね。3万円になるから使う人が少なくなるという予測はないということですよ。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 利便性のほうが優位ということで3万円になっても来られる方もあるでしょうし、そうじゃなくて白石のほうに行こうという方もあると思います。推定ですが1割程度ぐらいは減るんじゃないだろうかと思っています。

下瀬俊夫委員長 なければ若干お聞きしたいんですが、山陽は特に昔から共立斎場だったんですよね。共立斎場を解散するときどのような解散の仕方をしたのか。楠側に一定の分配金か何かを出されたのかどうか、それが分かれば。

木村環境課課長補佐 今の御指摘の厚狭郡共立斎場組合については、平成16年10月末をもって解散ということで、山陽小野田市との合併より一足先に楠町さんが宇部市さんと合併になる少しの間だけなんですけど旧山陽町が単独で運営をするという形になった次第であります。当時の調べますと、両組合並びに両町議会のほうに、その財産処分に関する協定書というのが議案で提出されておまして、そのときに単独で残る山陽町のほうが建物、土地を引き継ぐということで決定されております。また、御指摘の財産処分についてなんですけど、その時点で建物、土地の評価額、それと火葬炉改修などで当時ちょっと借りていた債務もあったようで、当時の山陽町と楠町の人口割で按分をして、楠町へ帰属する額を定めて、一応清算がされているということだけは確認をしております。

下瀬俊夫委員長 それは現金か何かで渡されているんですか。

木村環境課課長補佐 そうですね。一応そのような形になっております。

下瀬俊夫委員長 解散の時点で、そういう基本的な処理は終わって、後は後腐れのないような状況になっていたということですね。

木村環境課課長補佐 そうですね。一応それまで利用されてきた方々とか、これから利用をしたいという楠町の方々のお気持ちも察するところはあるんですが、一応こういった理由もありますので、その解散時点で一応の市内と市外の線引きをさせていただいたような形にはなったのかなというふうに考えております。

下瀬俊夫委員長 言われるように長い間共立で楠側も一緒になって山陽斎場は使っていたという経過があるわけで、先ほど吉永議員も言われたように心情的に楠側の利用者について、一概に3万円というのはいかなものかという気持ちもあるわけですよ。もう一つはあのそばに扶老会の病院があって、この施設に山陽の方がかなり入っておられるわけですね。そうすると住所を移して行った場合は宇部市民になってしまっている。そういう方も3万円になってしまうわけですよ。こちら辺の矛盾も若干出てくるんじゃないかなと思うんです。例えば宇部の市民が小野田側の施設に入った場合という話も若干あったんですが、それは同じことなんですよ。宇部の市民が白石斎場を使ったら安いんだけど、小野田に変わって小野田の斎場を使ったら同じなんですよ。同じ安い料金。小野田から宇部の白石に行くことはまずありませんから、だから基本的に山陽側で、特に斎場のそばにある扶老会だからね、白石に行くことはまずないんですね。山陽を使うんですよ。そうすると一気に市外料金が3倍になる。あるいはもともと市民だったので、それが30倍ぐらいになるわけですよ。ちょっとそこら辺が若干矛盾が僕はあるという気がしないことはないんです。1,000円ですからね。そこら辺については何か検討はされたんですか。政策的な検討というのは。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 いわゆるこういう公共的な料金とか税率とか、どこかで改正を行ったときにはどうしても恩恵を受ける、受けないというラインが出てくると思います。今回市外の方の料金を上げたということで、楠側、そして扶老会という話ですが、この4月1日施行ということで、基本的には住所要件で火葬料金の市外を適用するわけですので、条例上、そういう方については申し訳ないですけど市外料金でいただくということになります。それで合併10年たちまして、その辺もいろいろ個別にいろんな条件はあろうとは思いますが、どうしてもここで線を引かざるを得ないというのが正直なところであります。

岩本信子委員 結局斎場の料金を支払う債務者ですよ。それは喪主ですよ。だから死んだ人が払うということでは。死んだ人のいらっしゃる住所の人が払うようになるんですか。それとも喪主が払うんでしょ。債務者ということになるんだから。だから例えば楠町に山陽町の人がいらっしゃったら、その人たちは、例えば喪主が小野田の市内の人だったら市内料金でいくというんじゃないんですか。それは全然関係ないんですか。ちょっとその辺私の認識不足かも。

下瀬俊夫委員長 火葬する人の話だから関係ないでしょ。喪主がどうしても関係ないです。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 亡くなられた方の住所要件です。それで市内、市外を判断するということです。

下瀬俊夫委員長 市外の人を火葬するわけだから、当然そうなるでしょ。今の話は特養とか養護施設に入ったときに住所を移さなくてはいけないという人が要るわけですよ。特に扶老会の場合はそういう方が多いので、だから若干矛盾が出てくる可能性があるわけですよ。実際払うのは生きている人が払うから当たり前なことだけど。そういう意味での矛盾は確かにあります。線引きはしませんという話だけど、いやいや明確な線引きは住民票の線引きですという話なんですけどね。そういう矛盾というのは絶対僕は出てくると思うし、特に扶老会の場合は斎場のそばに住んでいるという事態だけで出てくる話ですから、白石を使うことはまずないと思うんですよ。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 言われる意味は良く分かります。かといってそれを特例というか、そういう扱いでやるということになりますと、介護施設は扶老会だけではありませんので、山陽の方でも宇部の厚南のほうに行っている方もおられるかも分かりませんし、いろんな状況がありますので、特例ということは設けなくて、線引きを亡くなられた方の住所要件で、大変申し訳ないんですが、いきたいと考えております。

下瀬俊夫委員長 今の例はおかしいでしょう。山陽の人が厚南の病院に入ろうがどこに入ろうが葬儀は山陽でやるでしょう。問題は住所の問題なんです。扶老会に入る場合は住所は変えるんですよ、普通は。宇部に移すんです。結局そこが終の棲家になっちゃうんですよ。だけど病院に入ったからといって病院が終の棲家になることはないからね。特殊な例かもしれないけれど、山陽にいた人が扶老会に入る確率が大きいからね。だからそういう問題が出てくるわけです。だから山陽小野田市民が宇部の病院に入ったからといって基本的に関係ないです。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 住所要件について特例を設けるという想定は全くしていないのが現状です。直接関係ないのかもしれないですが、人生長い間、自分が喪主になって葬儀を出すということは人生で1回か

2回だろうと思います。そういう長い年月の中で、たまたま山陽の方が扶老会に入っておられて、そういう形で市外扱いということになってしまいうんですけど、通常頻繁に使う公共施設の料金に比べれば一生の中で1回、それも通常であれば自分の親を弔うという状況の中ですので、そこで1,000円と3万円という差が出てきますけれども、その辺は親族、遺族の中で十分、親なりの葬儀を出す、弔うという気持ちの中で何とか御理解をいただきたいと思います。通常の公共施設とちょっと違いますので、利用回数も少ない分もありますので、それほど御負担になることでもないかなというふうに思っています。そういうことで特例を設けないということの御理解をいただければと思っています。

下瀬俊夫委員長 矛盾があるというのはね、結局扶老会に入られる方は高齢になって入られるわけですよ。ということは高齢になるまでの間、山陽小野田市民として頑張っておられたわけですよ。それがたまたま介護が必要だということで扶老会に入られるという方がおられるわけですよ。そうすると市外の者として火葬料金が高くなるというね、そういう気持ちというのは僕はあると思うんです。そういう点での特例措置というのは設けないかどうなのかという話なんです。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 何度も申し上げているのですが、要するに特例措置を設けないということでいくというお願いでございます。

下瀬俊夫委員長 設けることについては何か異論と言うか違法な措置なんですか。例えば市長が認めた場合とかは条例上あり得ないのかね。

小野市民生活部長 非常に議論として何て言ったらいいのか分からないですが、基本的に行政サービスというのは市区町村、すなわち行政区域で決まっているわけですよ。ですから1日でもそちらに移されれば、今まで99年小野田におったけれども1日ちょっと宇部に行って住所を移したから、いや私は99年小野田におったんですから小野田と宇部はというような感情論を言われても、ある程度は宇部に行政区域を移されたら宇部で行政サービスを受けられるわけですから、それはそれでちゃんと割り切っていたかかないと、かつてこうだったからこうだというような議論というのは非常に我々としてはなじまないのではないのかなと思っています。

下瀬俊夫委員長 そんな議論なんかね。特養何かは基本的に住所を移すでしょ。

だから宇部市民だというふうになるわけね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 いずれにしてもどこかで線を引けば、その恩恵から漏れる方もいれば、そうでない方もあると思います。どうしても線を引くということになれば住所要件で線を引かない以上、個別に全てを対応していくことは難しいということです。

下瀬俊夫委員長 この場合にそうでない事例を言ってください。どんな事例があるんですか。あるわけじゃないですか、そんなものは。僕の言っている事例以外ないですよ。得する事例があるんだったら言ってください。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 委員長が言われるのは厚狭の方が扶老会に近いから入って、そこで亡くなられたと。実家は厚狭にあるという場合。そういう場合、もう住所を移しているけど特例で市民扱いで葬儀ができないかということですかね。

下瀬俊夫委員長 そうですね。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 逆に言えば、扶老会だけでなく、厚狭の方が厚南のほうの特養に入られるとしたら、それもですよ。扶老会を言われますけど、いろんな事情、部長も言われましたけど、宇部の方が小野田に入られることもあるでしょうし、いろんな事例があると思います。それを全て特例扱いで個別の状況でそういうことはしないで、最終的に住んでおられる住民票のあるところで、申し訳ないけど、そこで線を引かせていただきたいということです。

下瀬俊夫委員長 宇部の方が小野田のどこかの施設に入って火葬する場合は小野田に行けばいいんですよ。その場合は小野田の市民として安い料金で受けられるんです。そんなことを言っているわけではないんですよ。扶老会が白石に行くわけじゃないかと言っているんですよ。必ず山陽に行くんですよ。あそこだったら。だから言っているんです。だから何か得するという話があったけど、今の話は損するばかりやね。何か得する話があるんですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 一般論で物事を改正したときには、その恩恵を被る人と被らない人がいる。その線を引いたところから出るという話

をしているだけです。その一つの例として3月31日までに火葬された市外の方は1万円ですけど、4月1日以降に火葬されたら、1日違っても3万円になる方もあります。それは委員長の言われる扶老会の方との議論とは別の話ですけど、どうしてもどこかで線を引くとそういうことになりますし、市内、市外の区別は最終的に亡くなられた方の住所要件でいくというのが執行部のこれまでのスタンスですし、ほかの行政サービスを見ても、一部特例のあるサービスもあるかも分かりませんが、通常そういうことで区別をして、判断していくということになります。

下瀬俊夫委員長 自宅等が市内にあっても、住所を移さなくてはいけないという場合があるわけよね。そういう場合でも同じ扱いだということですか。

佐久間市民生活部次長兼環境課長 何度も言っているんですけど、最終的に住所要件で決定をさせていただくということですので、特殊な例はあるとは思いますが、その辺は御理解をいただくしかないということであり

下瀬俊夫委員長 なかなか難しいね。ほかにありますか。それでは議案第104号山陽小野田市斎場条例の一部を改正する条例の制定について討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。それでは104号について賛成の議員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致。ここで入れ替える。（何事か発言する者あり）何ですか。

岩本信子委員 ごみ処理の。

下瀬俊夫委員長 それは議案とは関係ないから。協議会でやるべきじゃないか。どうする。

岩本信子委員 一般会計のほうの補正に上がっていた、私が本会議場で質問したんです。何でかという新しくごみ処理場ができたのに変わってないというか、（「一般会計の議案」と呼ぶ者あり）所管事務だと私は思ったもんですから。（「一般会計の議案審査が優先」と呼ぶ者あり）議案で審査するんじゃなくて、答えを聞いて、（「事前審査に当たる」と呼ぶ者あ

り) 新しく議題を変えまして。

下瀬俊夫委員長 議題って何か。

岩本信子委員 そういう議題は全然なしで、私が今からちょっと審査してほしいということをお願いしたいと思います。

下瀬俊夫委員長 ちょっと待って。とりあえずそれは予定していないんじゃない。本来であれば協議会か何かに切り替えてやるんだけど、今日はちょっとその予定がないんじゃない。審査日程にないので、もしやるんだったら、ここで改めて16日に協議会があるので、そのときやるかどうかを議論いただきたいと思います。執行部は関係ない。以上でこの議案審査を終わります。若干休憩を取ります。20分まで休憩ということで、協議会に切り替えます。

午後2時 7分 休憩

午後2時20分 再開

下瀬俊夫委員長 議案第109号山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定についての審議に入りたいと思います。では執行から説明を求めたいと思います。

兼本障害福祉課長 それでは議案第109号山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定について御説明申し上げます。現在市が条例設置しております指定障害者支援施設みつば園、指定障害者福祉サービス事業所みつば園及びのぞみ園、心身障害児簡易通園施設なるみ園の4園については指定管理協定に基づき管理運営をしております。この指定管理期間が平成28年3月31日をもって満了するため、新たに平成28年4月1日から平成33年3月31日までを指定期間として、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。それでは本日お手元にお配りしております資料により、本議案上程までの経緯について簡単に説明をしたいと思いますのでよろしくお願ひします。資料のほうはございますでしょうか。



大坪障害福祉課障害福祉係長 本日お配りしております資料「障害者支援施設等指定管理者について」を説明させていただきます。それでは、1枚ページめくっていただきまして、1ページ目の資料1を御覧ください。こちらは、山陽小野田市障害者支援施設等指定管理者選定委員会の審査集計表です。平成27年10月1日から10月28日までの期間で指定管理者を募集しましたところ、1団体、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団から応募がありました。審査員につきましては、山陽小野田市指定管理者選定委員会規程に従い、総務部長、総合政策部長、健康福祉部次長の計3名と、あわせて公募による審査員を平成27年10月1日から10月15日までの期間で募集しましたが、応募者がいなかったため、学識経験者として小野田商工会議所及び山陽商工会議所から各1名ずつ選出していただき、合計5名で審査いたしました。選定委員会において、申請書類の審査、申請者からのプレゼンテーション及び質疑応答を経て採点を行い、5名の審査員の合計点の平均は、1ページの右下に記載しておりますとおり、50点満点中の39点で、指定管理者として適格かどうかの判断基準となる25点を上回る結果となり、指定管理者の候補者として決定いたしました。続きまして2ページから20ページまでの資料2は、指定管理者の募集要項についてです。こちらは募集時に障害福祉課等の窓口を設置するとともに、市のホームページに掲載しました。主な点を説明させていただきます。それでは6ページの中段(6)施設の利用状況(平成26年度実績)の表を御覧ください。各園の定員及び平成26年度末での利用者数は、みつば園が定員40人に対して利用者40人、まつば園が定員40人に対して利用者41人、のぞみ園が定員20人に対して利用者18人、なるみ園が定員10人に対して利用者21人という利用者実績となっています。続きまして7ページをお開きいただき、中段やや下の5指定管理者の業務等を御覧ください。こちらには各園の業務内容が記載されていますので、簡単に説明させていただきます。(1)のみつば園は、障害者の方の介護や日常生活上の支援などを24時間体制で提供する入所施設です。(2)のまつば園は、障害者の方を一般就労に結びつけるための支援や、一般就労に結びつかなかった障害者の方に生産活動の場を提供する日中の通所施設です。(3)ののぞみ園は、障害者の方の介護や日常生活上の支援などを提供します。こちらは一部みつば園と同様の障害福祉サービスとなりますが、みつば園とは異なり、24時間体制の入所施設ではなく、日中の通所施設となります。(4)のなるみ園は、障害をお持ちの未就学の児童に対して、個々の特性に応じた療育指導を実施する日中の通所施設です。続いて8ページを

お開きください。上から4行目の6指定の期間についてですが、施設の使用許可及び維持管理に関する業務が主たる施設についてはおおむね3年、それに加え事業の企画及び実施に関する業務を行い、業務内容に一定の専門性が認められ、人材の育成確保に時間を要する施設についてはおおむね5年を指定期間とすることから、障害者支援施設につきましては、業務内容に一定の専門性を有するものでありますので、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を指定期間としております。続いて8ページの下から5行目から始まります8指定管理料及び利用料等を御覧ください。9ページに移っていただきまして、上段の表にありますように、各園の指定管理料の上限額を記載しております。こちらは機械警備や設備の保守委託料など、施設管理に必要な経費を積算し算出しております。みつば園、まつば園、のぞみ園の3園につきましては、障害者総合支援法の規定による法定施設としての指定を受けておりますので、提供する障害福祉サービスに対する報酬を人件費等に充てることとしております。続いて13ページから16ページは施設の配置図となっております。さらに、17ページから19ページは申請書類として指定管理者指定申請書と事業計画書の様式です。募集要項の最終ページとなります20ページは募集に関する質問票です。質問票の提出については、ございませんでした。続きまして21ページから31ページまでが、資料3管理業務仕様書となります。こちらは資料2の募集要項の添付資料として募集時に提示したものです。内容は開園時間や休園日などの管理運営に関する事項や施設設備の維持管理や利用者対応といった具体的な業務内容などともに、各園に設置しております備品に関する事項と市と指定管理者とのリスク分担表を記載しております。32ページから43ページに記載の資料4は、みつば園等4園の平成26年度における指定管理者評価表です。こちらは4園の指定管理者であります社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団の平成26年度の管理運営状況について市がモニタリングを行い、業務評価したものです。評価点につきましては、33ページを御覧ください。右下に記載していますように、みつば園は96点、まつば園は36ページの右下に記載のように94点、のぞみ園は39ページの右下に記載のように90点、なるみ園は42ページの右下に記載のように96点となっております。各審査項目について、評価点が低い項目につきましては、指定管理者に改善するように指導を行っております。以上で資料の説明を終わらせていただきます。御審査をよろしくお願ひします。

下瀬俊夫委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けたいと思い

ます。

矢田松夫副委員長 新年度ですが、前年度の指定管理料からいくと随分減っている、全体的に減っているんですね。この金額の減ったのは利用者が少なくなったのか、もしくは運営費を節約したのか、その2点ですね。

兼本障害福祉課長 この度の指定管理料の算出に関しましては、まず障害者施設の大人のほうに関しましては、みつば園に関しましては去年に比べて36万8,589円増になっております。この理由として、このみつば園、まつば園、のぞみ園は法定施設でありますので、園の管理運営費のみを算出しておりますので、みつば園について前回は物品の備品のリース料が少なかったんですけど、この度の更新では前回に比べて、例えば立体炊飯器でありますとか、電話機が故障しまして、それを新しくリースしましたりとか、そういったものの経費がプラスされまして、1年間で36万8,589円の増になっております。まつば園は9,074円減になっておりますけれども、これも算定が機械警備、消防設備点検、修繕料が30万、基本的な維持管理経費だけですので、9,074円というのは微調整でございます。それから、のぞみ園に関しましては45万6,952円ほど減になっておりますけれども、これも管理経費の増減によるものでございます。実際の定員が減ったでありますとかサービスが低下したとかそういうものではございません。

河口こども福祉課主幹 なるみ園について御説明いたします。5年間の指定管理料から言いますと23から27年度、それから28から32年度につきましては746万1,000円の増というふうになっております。単純に27年度と28年度の指定管理料を比較した場合は44万5,000円の増額となっております。この原因は、基本的には職員1人増ということが主な原因でございます。

吉永美子委員 対象施設が4施設ですけど、この4施設全てをまとめて指定管理に出すことのメリット。もし万が一デメリットがあればお知らせください。

兼本障害福祉課長 まずはこの4園を一括で公募する理由を御説明したいと思います。この4園は障害者の方が暮らす場所、通いながら就労移行を目指す場所、生活介護を受ける場所、心身障害児の未就学児の生活訓練の場所であります。この施設について市では障害児から障害者までを一貫

した事業を昔から行っております。そのために、この4園を条例設置しております。指定管理者の選定に当たりまして、例えば経営不振による業務停止でありますとか、事業者の辞退、しいては休館に陥るという事態は絶対避けねばならないと考えております。4園を一括してすることで流動的な人事配置でありますとか、安定した経営を確保して入所者が安心して過ごせる環境を整えることが一番だというふうに考えておりますので、4園を一括公募といたしました。デメリットとして考えられるのは、ここ近年地方分権が進みまして、民でできることは民でとか、官でできることは官でというふうな方向性がある中で、この4園の一部分の業務については民間の事業者さんが出てきておられます。まだ全部ではありませんけれども、その辺りで、そういったサービスの競争を考えるに当たっては少しデメリットもあるのかなと。ただ安定的な運営を考える上ではメリットのほうが大きいのではないかなというふうに考えております。

石田清廉委員 指定管理者制度の基本的な部分になるかも分かりませんが、今の施設については特に専門性を有するという説明がございました。しかも5年間ですね。この期限が来て公募する場合の公募の意義が余りよく分からないんですよね。ほとんど継続して1社とずっと継続してきていますので、公募時の業務評価とか業務仕様書の周知とか、そういったことが本当にどの程度徹底されているのかよく分からない。言わば継続的にやっていらっしゃるので、その辺は大丈夫だろうというような、そういうものがあってはならないと思いますけれども、もう一方では、この指定管理制度がある一定の企業のアウトソーシングにつながって、公募の公平性が本当にできているかどうかというのは疑問なんですけど、その辺りは今後も、将来もこのやり方しかないということでしょうか。

兼本障害福祉課長 先ほどデメリットのところでお話したと思うんですけども、この障害者施設が山陽小野田市の場合、事業団によって管理委託制度を導入しましたのが昭和60年でございます。その当時は法体系がこの障害者対策は市が行うものということで、民間の参入は全然ございませんでした。それが平成15年から指定管理者制度ができたときから、原則市の設置する障害者施設は、社会福祉施設は事業団が管理委託をするというふうな原則はございましたけれども、その後平成15年が過ぎて平成22年ぐらいですかね。やはり国のほうから通達も出ておりまして、競走させるというような案も出ておりますので、今後ずっとこの形でやるとは考えておりません。

石田清廉委員 公募する際にどうしても実績、経験が非常に大きなポイントになるわけで、当然応募する人も今までの実績で出されますから、自動的に1社に絞られてしまうんですが、公募の際、先ほど業務内容等をインターネット等でということでしたが、もう少し業務内容等の仕様書、作業の仕様書等について周知度を高めれば、もう少し公募の範囲が広がるんじゃないかなという気もしますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

兼本障害福祉課長 周知についてはホームページと広報というのが市の手法の主なものでございます。御指摘のとおり多くの方に知ってもらって、各事業者さんに直接的な投げ掛けは今回行っておりませんので、今後はそういうことにも努めていきたいと考えます。

岩本信子委員 指定管理者の評価、32ページからのところをお伺いしたいんですけれど、この評価というのはそもそもまずどこがされたのですか。評価が3点とか1点とか書いてあるんですけれど。どなたが主体となって。

兼本障害福祉課長 この評価表自体の作成については総合政策部のほうで作成しております。指定管理が全庁に及ぶところから各課がモニタリングシートを作るというのは適当でないと考えますので、この点については総合政策部のほうで作成しております。内容のモニタリングにつきましては実際に現場を見る私たちでなければ分かりませんので、この項目に従って、例えば障害福祉課で言えば課長と係長、それと指定管理者であります事業団の常務理事、現場の園長さんとかと同席しまして、モニタリングを行っております。このシートプラスいろんな帳簿とかも見せてもらっています。

岩本信子委員 管理運営という結局予算をどのように使ったかとか、そういうことは企画課で評価されていると言われたのかな。私がここで気になったのはアンケートというところなんです。これを見ますとみれば園だけはアンケートが実施されておりますが、ほかのところは一切されておられません。それで利用者の方のアンケートだと思うんですけど、その点は未実施と書いてあるんですけど、それがあってから、やはり指定管理者の評価じゃないかと思うんですけど、その点はどうお考えですか。

兼本障害福祉課長 昨年度分をモニタリングいたしまして、確かに御指摘のとおり利用者さんのニーズ調査が不足しているというふうに感じました。来年度からはその点について改善を求めています。

岩本信子委員 ぜひお願いしたいと思います。やはり一番大事なのが管理運営よりも利用者の方が本当にこれで満足されているかどうかのところ、これを見る限り全然私もつかめないんですよ。だからぜひその点を私どもに分かるようにしていただけたらいいなと思います。それとあと一つ思いましたのがなるみ園です。定員10人が今21人ということになっていますよね。今実際の利用人数が。定員10人に対し21人。それに対する人員配置を見たら、変わっていないと言いましょか、増えていないんですよ。その辺がやはり定員というか利用者が増えれば、その辺が少し変わってこないとサービスが落ちてくるんじゃないかと思うんですけど、そういうことはどうお考えですか。なるみ園のところですよ。

河口こども福祉課主幹 今おっしゃられたとおりで、10人の定員というのが当初設定したときに10人ぐらいであろうということで設定して、基本的には皆さんからの要望等、本当に入れたい、お願いしたいという方がいらっしゃればできるだけ受け入れていこうということで現在21人程度になっております。御指摘ありましたように職員の配置でございますが、先ほど申し上げましたように5年前も1名増ということで話をさせていただいていると思います。来年度から新たな指定管理に入りますがこれも職員を1名増員して6名体制で行うということになっております。基本的に子供たちから目が離れないような形でということで、要望も保護者の方からも出ておりますので、その辺をクリアできるように増員という形でしております。

岩本信子委員 私が一番気になるのが、先ほど言いましたように利用者の方々の部分と、あともう一つ障害者計画がありますよね。あれは施設の計画なのかなと思うんですけど、障害者の何とか計画というのがありますよね。5年間ぐらい作るのが。計画がありますよね。障害者に対する。それとここに書いてある障害者の施設との、きちっと計画の内容どおりにこの今の施設が動いているのかというところがちょっとどういうふうなところで見られるのかなと思うんです。その辺はどうですか。

兼本障害福祉課長 議員さんがおっしゃるのは個人個人に計画相談というのを作るわけです。それに関しては相談員が作りまして、本人も納得の上で

家族等にも説明して、その計画どおりにいろんな支援が始まるんですけど、これにつきましては半年に1回モニタリングという制度が別にございます。だから障害者の方の今のサービスが適当であるか、適切であるかというのは指定管理者のモニタリングとは別の場面で行われております。そのモニタリングも全部市のほうに提出されますので、それを市のほうで全てチェックをして、もしサービスの内容に変更があるような場合は変更申請をしていただくというふうな形をとっております。

吉永美子委員 指定管理者の評価表がありますが、この評価をしておられるのはどういう方々でしたか。

兼本障害福祉課長 一時的な評価は原課がやります。障害福祉施設でありますと私を中心にスタッフが行って、例えばなるみ園でございましてとこども福祉課が行います。このモニタリングの結果を、この様式を作ったのは全庁的に同じような評価ができるということで企画課が作成しておりますけれども、全部の各課のモニタリングが終了した後に、もう一度企画のほうで全体的なヒアリングが行われます。そういうふうな評価になっております。

吉永美子委員 要は最初に、指定管理を受けてもらうときの選定委員会がありますよね。特に学識経験者とか入っておられるわけで、そういう連動性というか、そういうことは持てないんですか。こういうプレゼンが出た。それを審査されて点数をつけた。次はどうなっているのというところのチェックを最初にされた方々に次のチェックをしてもらうという連動性は無理なんですかね。最初に指定管理で手を挙げました。指定管理させてください。じゃあどういふことですかということで審査項目でチェックをしますよね。審査項目でチェックされたことが今度その評価したことがこの現実に評価されたときに、要はこういうふうにプレゼンしてきたからこそ評価したのに、現実やってみたらこういうところが低かったとか、そういうことが見れるその最初の選定委員の中で少なくとも職員は人事異動で変わられるから連動性は難しいかなと思ったんですけど、学識経験者の方々というのはそういう連動性を持つというのは無理なんですかね。最初にせつかく評価されて、この団体でいいですよとしているわけだから、だから途中でこの団体で良かったのかなという評価をできることは無理でしょうか。

兼本障害福祉課長 ある意味第三者評価というふうなことと受け止めてよろし

いでしょうか。それは可能だと思います。でも現実今は原課がモニタリングをして評価をします。そしてその客観性を総合政策部のほうでもう一回ヒアリングをしているという段階ですので、それをもう一歩進めるということに関しましては今後の研究課題にさせていただきたいと思います。

矢田松夫副委員長 兼本課長にお尋ねするんですけど、今回一括したほうがメリットがあると言われたんですけど、本来なら複数の団体から、あるいは事業団体から申請書が出されるというのが望ましいんですが、それは済んだことですから、これ以降については検討していただきたいということと同時に事業計画を出しなさいというふうにな。これが一番基本なんですが、ちょっとお尋ねしたいんですが、今日の資料を見ても別表3の事業計画というのはどこにあるんですかね。一番大事なところなんですかね。2から4に飛んでいるような気がするんですけどね。ありますかそっちに。

兼本障害福祉課長 それぞれの候補者から出していただいた事業計画というのはこの冊子1冊丸々あります。これが全部4園の事業計画あるいは提案内容等が書かれたものです。その中から本日の委員会用の資料として1部抜粋をして資料として提出をさせていただきました。

矢田松夫副委員長 18、19ですよ。別表3というのが。事業計画書というのが。これぐらいまとめて出せなかったんですかね。たくさんあるから出せなかったということなんですかね。計画書。今ファイルいっぱいになるからといって。ここが一番大事なところじゃないですかね。事業計画書が。指定管理者制度を利用するとか申請するに当たって。この中で利用者トラブルの防止とかですね。やっぱり市民団体とか利用者、住民からの意見というのが一番大事なんですよね、この場合は。準公の施設を民間のノウハウを導入するというのが指定管理者制度ですから。外部からの意見が一番、あるいはそこに居る指導者、経営者よりは利用者の声というのが、やっぱりそういう声に基づいて次にまた申請するのかと。本当は複数年するのが大体間違いなんですよね。でもまた複数年するというのは問題なかったからでしょう。問題があるかないかというのはここで審査するわけですから、問題があるかないかという資料がないと審査できないでしょうと言うんですが、それでちょっとお尋ねしたんですがどうでしょうか。



兼本障害福祉課長 資料としてはお出しできます。この度の指定管理者の上程が幾つかの課にまたがっておりまして、庁内で委員会に提出する資料の協議をしたときにこのような資料で最終案がまとまったということです。

矢田松夫副委員長 前回平成23年度の指定管理者のときの資料が手元にあるんですけど、今回なかったからね。別に支障なければいいですけどね。審査するに当たってはそういう資料も必要ではないかと思ったんですが。今日の資料で事足りるという判断されているんですね。

下瀬俊夫委員長 いいですか。答えようがない。ほかにありますか。

岩本信子委員 今出されている一つのところに全部出されたわけなんですけど、この中でなるみ園だけはちょっと違いますよね。4つの施設の中でなるみ園という園はちょっと違うというか、違うと思います。幼児対象で幼児の心身障害者であるということで。ここがすごく大事なところでして、結局まだ学校上がる前の子供たちのところで、本当にここにも評価される点とかいうのが、改善すべき点とか書いてあるんですけど、本当に相談体制、例えば就学指導にしても、こういう子供たちに対してはそういう相談体制がしっかりとしていないといけないと思いますし、それから職員の、このなるみ園さんの職員ですね。昔もいろいろ聞いたことがあるんですけど、今ずんずんずんずん障害に対する社会的見方とか考え方とかが随分変わってきております。それに対して研修、ここには一応研修を受講させる向上的な姿勢がありとは書いてありますが、どのぐらい研修に行って、どのようぐらいのレベルが上がってきているか。本当になるみ園は学校に上がる前の子供たちに対しての一番重要な部分だから、私はここら辺を大事にしてほしい。そういうふうな評価が何もこれには出ていないんです。まずアンケートもされていないというのも一つの問題はあるとは思いますが、親の相談体制とかどのぐらいあったとかどういうふうなことだったとか就学指導をどうしたとか、それから職員の研修がどのぐらい行われているとか、ただ大きな評価だけでちょっとその点が見えてこないんですけど、障害課としてどうお考えですか。こういう評価の仕方に対して。さっきモニタリングというのがあると言われたけど、それはどのようなモニタリングなのか私どもには見えませんので、そういうことを調査されているのかどうか聞きたいと思いますが、評価されているのか。

河口こども福祉課主幹 今御指摘がありました研修会につきましても、モニタ

リングというのはヒアリング、今の事業状況はどうですかとかこの事業計画にのっとってやっておられますねとかいう話をするんですけども、その中で何回行かれましたという話はすぐに出てこないで申し訳ないんですけども、お話をいろいろ聞く中では職員自ら、これが良いか悪いかはあるのかもしれないですが、東京のほうに自分で自主的に研修に行かれて、ペアレントトレーニングというのがすごく、親を指導していくというか、親にいろんなこういうときはこうするんですよ、こういうことがありますよとかいうことを特にお知らせをしたいという思いを持っておられる今のなるみ園ですので、そういうふうな自主的に研修も行かれて、それを親御さんたちに今現状もやられておりますし、それを職員にも伝えていらっしゃるというのはモニタリングの中でお聞きしております。あと普通の研修にも当然行かれていらっしゃいますので、それを園内で教授するという形で研修会を充実するという形をとっておられるということはモニタリングの中でお聞きしております。ですから、なるみ園というのは、先ほど言われましたように子供さんが対象ですのすごくいろいろ工夫をしながら対応しておられるなというふうには感じております。それからうちにあります言葉の教室というのも先生がこちらに来られて、幼児部の先生がこちらに来られて週に1回ですけども、そういう指導もされていらっしゃるという現状も聞いております。

岩本信子委員 先ほど言いましたように相談体制なんかはどうなっていますか。

河口こども福祉課主幹 基本的に相談体制もそういうふうな親御さんとのペアレントトレーニングとかということもそういう気持ちを持っておられますので、十分なお話も相談体制をとっていると聞いております。それから先ほどアンケートの話もありましたけれども、アンケートは紙ベースではやっていらっしゃいませんけれども、親御さんとのその辺のお話をする中でニーズとかを聞いておられるということを確認しております。

岩本信子委員 なぜこだわるかと言いますと、やはり今インクルーシブというふうな言葉がありますように、障害者に対する権利というものがすごくあると思います。大人になった障害者の方たちではなくて、子供のうちから親にきちっと障害者と向き合う、普通の子と同じ、個性だということで親の意識がすごく大事だと言われている部分があるんです。それに対してここにも親の意識改革、ペアレントトレーニングを行っているというふうな書いてあるから、これを信じなくてはいけないんですけど、きちっと実施されているかどうかやはりモニタリングとかアンケートと

かいろんなことで取って行ってほしいなど、施設を利用される方にとって本当に一番良いものになっていくように、今言いましたことも心がけてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

下瀬俊夫委員長 ほかに。なければ基本的な問題を幾つか。事業団の理事長はどなたですか。

兼本障害福祉課長 白井博文でございます。

下瀬俊夫委員長 白井博文さんですね。白井博文さんが白井博文さんを指定管理にするという仕組みが僕は状況としてはまずいと思っているんですよ。ここら辺についてはどういうふうにされるのか、これは市長じゃないので分らんのですが、こういう契約の仕方、仕組みそのものは改善の余地があるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

兼本障害福祉課長 確かに市長が白井博文で、この事業団の理事長も白井博文でございます。この指定管理者の指定に関しましては法律上の行政処分にあたりますので、民法の双方代理の禁止が適用されないと考えております。ただし、この指定の議決をいただいて協定を結ぶときは債権の関係が出てまいりますので、双方代理にならないように、普通行政でしたら副市長とかが代わりに契約を結ぶということがあろうと思いますけれども、今現在の指定管理におきましては、事業団の定款の中で利益相反または双方代理に当たる場合はあらかじめ指定した理事が代表者となるという定款を定めておりますので、これに関しては法には抵触していないと考えています。

下瀬俊夫委員長 契約上はどなたがやるんですか。

兼本障害福祉課長 現在常務理事でございます。

下瀬俊夫委員長 田所常務理事ですね。はい分かりました。それとなるみ園の件なんですけど、普通の保育所で預かる障害者保育と違って、ここにかなり集中して障害児を預かっておられるということで、こういう仕組み、普通の保育所で扱うのではなしに障害児だけ集めていくという、こんな仕組みについては市の方針としてやっておられるんですが、いろんな意見があるわけですね。実際預かっている障害児が増えているから、今後ともこのような方式でいかれるのかどうなのか。これは答えられるか

ね。もう一つはここを卒園した子供たちが基本的に松原分校に行くんですか。そこら辺がちょっとよく分からないんで、もし分かれば。

河口こども福祉課主幹 卒園したらということで、中には普通の小学校に行かれる方もいらっしゃるというふうに聞いておりますし、今言われたように松原分校に行かれる方、あと宇部総合支援学校に行かれる方もおられるということは聞いております。

下瀬俊夫委員長 最初の質問もいいですか。

川崎こども福祉課長 普通の保育園でも軽度の障害児、障害をお持ちの子どもさんが通っていらっしゃる園もございます。ただ通常の園では支援が難しいお子さんになるみ園に通うというふうに理解しております。中には通常の保育園、幼稚園に週の2、3日通われて、残りの2、3日になるみ園で過ごして、そこで療育支援を受けられてというような子どもさんもいらっしゃいます。なので、障害の程度によって一般の保育園ではやはり限度がございますので、一般の保育園では難しい方をこのなるみ園で専門の療育支援を行うというふうに理解しております。なるみ園の職員も一般の保育園のほうに出向いて軽度の障害をお持ちの子どもさんの対応についていろいろ保育園のほうに指導助言をしたりというふうな活動もやっているところですよ。

下瀬俊夫委員長 それは分かるんですが、こういうふうに小さいころから障害児、あるいは松原分校も含めて分離をして保育をしたり、教育をしていくと健常者との関わりがどうなんだろうかというのが出てくるんですね。結局施設をずっと転々とするような話になってしまって、一般社会に溶け込めるといふ仕組みとしてはいかがなものだろうか。もう一つは健常者、健常者という言い方が良いかどうか、健常者にとっても障害者に余り触れない環境になってしまうのが本当にいいのかなのか。いわゆる強制するといふ仕組みについて行政としてはどういうふうに考えておられるのかというのが分からないんですが。というのは、なるみ園に入ってこられる方が増えてきているんですよ、現実的に。ちょっとそこら辺で障害児がそうはいっても一定部分必ず居るわけですよ。生まれてくるわけですよ。それは先天性のものがあるのか、あるいは生まれてから発達障害があるのかは分かりません。分かりませんが、いずれにしても一定の人数はどうしても生まれてくるわけですよ。そこら辺の預かり方というか、社会との共生の問題については具体的にどう考えて

おられるのかなと。

川崎こども福祉課長 確かに言われるとおりに障害をお持ちの方、また子供さんと一般の方との共存、ふれあいというのはとても重要なことだと思っております。ただ、先ほども言いましたように現状では一般の保育所、幼稚園では支援に限度があるということと、障害をお持ちの子供さんには専門的な療育が必要であるというのがございます。ですので、やはりなるみ園というような専門的な療育を行う施設は必要であると思います。その中で一般の健常の子供さんたちとのいろいろなふれあいの場は設けていく必要があると思っております。現在なるみ園でもそういった、例えば運動会であるとか、そういった行事については一般の方もなるべく多くの参加を呼び掛けて、触れ合う機会を設けているところです。

岩本信子委員 今松原分校という話が出たんですが、あれは今全国で一つしかない、あって良いのか悪いのかというのは私は思っている学校なんですけど、今のなるみ園のような、このような何て言いますか、そういうような子供たちを、幼児の子供たちを集めてやっているところというのは山口県下でもまだあるんですかね。どうですか。全国的にどこかあるかどうかお聞きします。松原分校が全国で一つしかないもんですから、なるみ園はどうかかなと思って、今気になりましたので、こういう施設が県下でどのぐらいあるのか、全国でどのぐらいあるのかお聞きします。

岡村障害福祉課主査兼障害支援係長 なるみ園のようなところではないのですが、障害の子供さんのための通所施設はございます。山陽小野田市の中では児童発達支援と放課後等デイサービスということで小野田神原園デイサービスセンター1か所しかありませんけれど、宇部小野田管内でいきますと児童発達支援の施設が6か所ございます。児童発達支援施設と放課後デイサービスを合わせて8か所の通所施設がございます。山口県とか全国となると数は分かりません。

岩本信子委員 児童発達。児童というのは子供ですよ。小学生ですよ。8か所は。私は就学前の子供たちの施設のことを聞いているんですけど。

岡村障害福祉課主査兼障害支援係長 児童発達支援は就学前の子供さんの施設になります。放課後デイも合わせて8か所ですので児童発達支援施設は6か所ございます。

下瀬俊夫委員長 参考までに聞くんですがなるみ園についてはアンケート実施をというのがないんですが、これは何か特別にあるんですか。

河口こども福祉課主幹 先ほども申しあげましたように、一応アンケートをしてくださいという指導と言いますかお話しはしています。実際はないのでそういう目に見えるアンケートをお願いしますということでお願いをしていますけど、実際は先ほど言いましたように親との関わりが大きいので、そのときにいろんな意見ももらわれるということは聞いていますので、それを集約してニーズに応じていくというやり方はしているということは聞いております。

岩本信子委員 ここに入所することなんですけど、例えばほかの幼稚園とか保育園に通っていて、あなたはちょっとなるみ園ほうに行ってくださいとか、そういうことはあるんですか。どうなんです。入所されるのは個人の希望で入られるのか、それともどこかからの指導があって入られるのか、ちょっとその辺が知りたいんですがいかがでしょうか。

岡村障害福祉課主査兼障害支援係長 指導があってというか、あくまでも親御さんの希望になると思います。無理やり行くという場所ではないのです。幼稚園、保育園のほうからのお話もあるかもしれませんが、そこに行ってみて、ここで療育をしようという希望によつての通園になると思います。

岩本信子委員 発達障害児も入ったりしてくるんだと思うんだけど、それはある程度病院のほうできちんと先生の診断を受けて、そして親がどこに入れるかということ判断しているということによろしいですかね。どうなんです。病院のほうで、病院とかいろんなところで親が判断して、このなるみ園に入所させているということによろしいんですか。どうですか。

岡村障害福祉課主査兼障害支援係長 いいと思います。

岩本信子委員 幼稚園からちょっとこの幼稚園では無理だから、あなたはなるみ園に行ってくださいということはないということですね。

川崎こども福祉課長 そうした場合には園のほうからなるみ園のほうに相談があったりとか、こういった施設がありますよというふうに保護者にお話

をして、保護者の方の御意思でなるみ園に相談に行かれたりとか、そのほかの施設に相談に行かれたりとか、いろいろケースは様々だと考えております。

下瀬俊夫委員長 ほかにありますか。確認だけしたいんですが、職員の給与ですが、これは公務員に準じる扱いになっていると聞いているんですが、それはいいですか。

兼本障害福祉課長 事業団の給与体系につきましては、昭和46年なんですけれども通知が出ておまして、社会福祉法人ではありますが、事業団を設立する場合には地方公務員、国の給与体系に準じたものにするということというふうな通達が出ておりますので、事業団の給与規程のほうでもそれに準じた形で行われております。

下瀬俊夫委員長 というのは、こういう福祉施設の職員がかなり足りないというか、辞めていくという事例が多くて、結局ここは一定の給与を保障しているということで、そんなに大きな変更はないと言いますか、入れ替わりがないというふうに聞いています。そこら辺ではかなり安定した職場になっているのではないかと。そのことは入所者にとっても大事なことだと思っているんですね。以上で議案第109号の質疑を打ち切りたいと思います。討論のある方。（「なし」と呼ぶ者あり）いいですか。では議案第109号山陽小野田市障害者支援施設等の指定管理者の指定について賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。入れ替えますか。引き続いてやる。それでは引き続きまして議案第110号山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。それでは執行からの説明を求めたいと思います。

下瀬俊夫委員長 それでは引き続きまして議案第110号山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定についてを議題といたします。それでは執行側の説明を求めたいと思います。

河口こども福祉課主幹 それでは議案第110号について、御説明を申し上げます。山陽小野田市有帆児童館、山陽小野田市高千帆児童館、山陽小野

田市高泊児童館、山陽小野田市小野田児童館、山陽小野田市須恵児童館、山陽小野田市赤崎児童館、山陽小野田市本山児童館について、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会に指定管理者制度管理者として管理を行わせることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものです。それでは先ほどと同じように今日お配りしております資料の説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。児童館指定管理者についてであります。それでは1ページ目の資料1を御覧ください。こちらは、山陽小野田市の児童館指定管理者選定委員会の審査集計表でございます。内容につきましては先ほどの障害と同じであります。10月1日から10月28日までの期間におきまして、指定管理者を募集しましたところ、1団体、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会から応募がありました。審査員につきましては、山陽小野田市指定管理者選定委員会規定に従い、総務部長、総合政策部長、健康福祉部次長の計3名と、併せて公募による審査員を平成27年10月1日から10月15日までの期間で募集いたしましたけれども、応募者がありませんでした。学識経験者として小野田商工会議所及び宇部フロンティア大学短期大学部から1名ずつ選出をいただきまして、計5人で審査いたしました。選定委員会において、申請書類の審査、申請者からのプレゼンテーション及び質疑応答を経て採点を行い、5名の審査員の合計点の平均は、1ページの右下に記載しておりますとおり、50点満点中の38.6点で、指定管理者として適格かどうかの判断基準であります25点を上回る結果となりました。それによりまして指定管理者の候補者として決定をいたしましたところであります。続きまして2ページから11ページまででございますが、指定管理者の募集要項についてでございます。こちらは募集時にこども社課等の窓口を設置するとともに、市のホームページに掲載しております。主な点を御説明させていただきます。6ページを御覧ください。5番、指定管理者の業務等があります。企画及び実施に関する業務として健全な遊びを通し、児童の集団的指導及び個別的指導を行うこと。育児について必要な助言、指導等に関すること。児童の各種相談に関すること等があります。また館の維持管理に関する業務があります。続きまして7ページをお開きください。6番指定の期間についてでございます。先ほど障害福祉課が申し上げましたのと同様に、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を指定期間としております。その下の8、指定管理料でございます。7ページから8ページにかけて、各児童館の指定管理料の上限額を記載しております。こちらは人件費、機械警備や設備の保守委託料など、事業運営及び施設管理に必要な経費を積算し算出しております。続きま



して、12ページから19ページまでは管理業務仕様書となります。こちらは資料2の募集要項の添付資料として募集時に提示したものでございます。内容は開館時間や休館日などの管理運営に関する事項や施設設備の維持管理や利用者対応といった具体的な業務内容などと市と指定管理者とのリスク分担表を記載しております。19ページにつきましては過去の経費等から積算した経費及び28年度以降の経費の考え方を数値に表したものを参考にしてもらおう資料でございます。20ページから23ページに記載の資料4は児童館の平成26年度における指定管理者評価表です。こちらは児童館の指定管理者であります社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会の平成26年度の管理運営状況について市がモニタリングを行い、業務評価したものでございます。評価につきましては21ページを御覧ください。右下の86点となっております。各審査項目について評価点が低い項目につきましては、先ほどもありましたように指定管理者に改善するような指導を行っております。以上で資料のほうの説明を終わらせていただきます。以上でございます。

下瀬俊夫委員長 御質疑ありますか。

吉永美子委員 先ほどの第109号と同じようにですね、7つの児童館を一つにまとめて指定管理をしてもらうっていうことに対してのメリット、そしてデメリットがあればお知らせください。

河口こども福祉課主幹 失礼しました。先ほどちょっと説明不足かもしれません。この7つの児童館はそれぞれ指定管理を別々行っております。別々の申請を出していただいております。これ毎回でございますが、そのメリットといたしましては、地域の方、結局今回は一団体からの申請でございましたけれども、できれば地域の方にそういう団体を作っていた中で、個々運営していただいたりする機会を設けるために、一応こういう形で別々の、7つの応募ということにしております。以上です。

岩本信子委員 では7つの申請でしたら指定管理者の評価表、これまとめてらっしゃるんですね。私も一つ一つの児童館についての評価表があるなと思うんです。それぞれいろいろ聞くんですけど、各地域によって児童館いろいろまちまちあるみたいなんですよ。だから、今この評価表がね、今一つずつの視点なら、一つずつの評価表をまず出されるべきじゃないかなと思ったんですけど、その点はなぜこのまとめた形になっているのかお聞きします。

下瀬俊夫委員長 そうなっていないでしょ。

岩本信子委員 まとめているじゃない。

下瀬俊夫委員長 まとめてやっているんじゃないの、評価は。

河口こども福祉課主幹 今言われるような形も言われることもあります。基本的には社会福祉協議会が1団体で7つの児童館を運営しております。それぞれ会計は別々に行っているんですが、内容についてはそれぞれ個性のある児童館、いろいろな事業をやっておられるのは間違いはありませんけれども、運営、それからその対応については一つということで、一つの評価表とさせていただいております。以上です。

岩本信子委員 とても残念なんですけれど、できたら一つ一つのですね、やはりサービスを受ける子供、保護者、それらのアンケートもこれも未実施ですね、これもね、やはり。大事なのはどのように運営されたかということじゃなくて、予算をどのように使われたかじゃなくて、この館が子供たちにとってどれだけ福祉に向上しているか、親にとってもそういうこと。そういう評価が何も出てないわけなんですよね。だからこのもう一つ、一つ一つのですね、できたら出してほしいと思いますし、アンケートも実施して利用されている方がどのような思いをされているかということも把握してほしいと思うんですけれど、利用者の把握っていうのはできているんですか。利用者の方の意見の把握みたいなものは。

河口こども福祉課主幹 済みません。先ほどと同じ回答になってしまいますけれども、このモニタリングをやっているときも、やはり私もこのアンケートの未実施というのを指摘しております。その中でそれに代わるものとして、やはりお迎えに来られる保護者の方が居られましたりするので、そのときに支援員さんとその保護者が意見交換をされるということを知っております。それをニーズの把握としているということでありましたが、それではまだ不十分だということで、その辺の指導はしております。

岩本信子委員 私どももいろいろなところからいろいろな意見を聞くんですが、まず一番最初の選定委員会のですね、表のところではちょっと一つお聞きしたいのは、例えばこの児童館っていうことがこの選定委員の方々にはきちんと把握されているのかどうかということなんです。というのが、今

この山陽小野田市の児童館というのは、ほとんど児童クラブが使っていて、本当に18歳までの子供たちが児童館としての、児童館が持っている機能として使われていないと私はずっと指摘しているんですが、その点、これ見させていただくと、審査項目を例えば見てください。1番。市民の平等な利用が確保されたものであるかと、本当にこれ平等に私は利用されているのかどうか分かりません。児童クラブだけが使っているような気がします。それから次、児童館の効用を最大限発揮させているものであるかというのは、22点満点なんですけれど、児童館というのは先ほども言いましたように18歳までの子供が使えて、誰でも来られるところです。それが今児童クラブに特化しているというところはすごい今問題があるのに、この指定管理者の委員会の市の姿勢も悪いとは思いますが、どうもこの辺の審査の集計表というには私は納得がいかないんですけれど、市としては児童館を運営する側としてはこのことについて何も思わなかったですか。どうですか。

河口こども福祉課主幹 これ前々からちょっと私こちらにきて思っていることで、議員さんからの意見も十分拝聴しておりますので、たしかに児童クラブ、児童館というのが一つの館の中に併設しているのは重々知っておりますし、それが今児童クラブの子供たちが多いということで児童館の行事が、でもやってないことはないんです、毎週土曜日なり、水曜日に子供たちが早く帰ってくる日、それから休みの日にそういうクラブを実施したり、教室を実施したりしていらっしゃるのは把握しております。それで十分かという話になりますけれども、そういう行事というのは、そういう早く帰ってきたとき日とか休みの日に実施はするのだと思いますし、ただ一つは、学校から家に帰ってそれから遊びにくるところとしての児童館としての機能がまだまだ十分ではないということは把握しております。ですから、今後今児童クラブのいろんな整備計画も含めて検討しております、前もちょっとお話したかもしれませんが、それに踏まえて児童館の利用といいますか、役割といいますか、そういうものを十分果たせるような形では、進めてまいりたいという考えはもっております。以上です。

岩本信子委員 先ほど言いました6ページのところですよね、指定管理者の業務等と書いてありますね。ここで私がちょっと重要視したいのは、やはり育児についての必要な助言、指導等を業務としてしなくてはならない、それから児童の各種相談ということも書いてあるんですけど、このようなことに対して、どのくらいの年間に、その助言、指導をしたかとか、

各種相談をどのくらい受けたのかとか、そのようなことはこちらのほうでは把握ができていますか。どうですか。

河口こども福祉課主幹 件数とかについては、お知らせをいただいていません。ただ内容としましては、当然午前中児童館開いていますので、そこで赤ちゃんの相談をしたり、いろんな方法で、相談窓口といいますか、そういうことで実施されていらっしゃるという事実はございます。

岩本信子委員 事実はあるけど、ぜひ件数として報告していただく、月に何ぼあったとか、どれだけの人が来たとか、そういう児童館がどのように利用されているかというのが、私これじゃ全然見えないんです。だから、やはりそういうふうな件数もきちっと取っていただいて報告できるようなものにしてください。以上です。

下瀬俊夫委員長 要望ね。（「はい」と発言する者あり）

矢田松夫副委員長 何点か質問するんですけど、いわゆる審査員の学識経験者というのがありますよね。これ何の学識かよく分からないのですが、例えば児童館の職員の採用は保育士とか教諭の免許がある人というふうに書いてあるんですよね。しかしながら、この学識経験者の何の資格がと、どのようなものを審査するのかということで、これ済んでしまったことですが、やっぱり専門的な知識のある人が指定管理者の審査をするということをご希望したいと。これは要望ですね。それから先ほど福祉事業団のことも言ったんですけど、結局事業計画ですね、出てないんですよね。特にこの20ページを見ていただきたいんですが、別③に詳細を記入してくださいと書いてある、ここの記入したものがありませんよ。これ一番大事なんですね。契約は各館ごとと言われたでしょう。一括して出ておるんですよね。各館ごとに出さんといけん、本来なら。例えば、前回の資料があるんですが、例えば本山児童館なんかは児童館まつりで全部金額ずっと書いてある、例えば高泊の児童館まつりと本山の児童館まつり、同じ金額で出すかは分からんでしょう。同じなんですか、違うんでは。ですから私が言うのはこの事業計画書っていうのは一番重要なところ、例えばここに書いてありますように収入の状況はどうか、前年度計画との比較とか。収支状況によって、例えば見るのは、労働条件はどうなのか、ただ働きはないのか、いわゆる賃金を指定管理者が減らしたために人件費を減らしたとかいう例があったんですよ。今までこの審査をする中で。例の何とか産業というところがあったんですよ。そ

ういうのも見んといけんのですよ。ですからこの事業計画のところが一番大事なところが出されていないと。ぜひお願いしたいと。どうなんですか。この前の福祉事業団と一緒になんですが。契約は各館ごとと言われたんだから、各館ごとに出すのが本来じゃないですか。一括したら分からんでしょ、この中じゃ。これ一括して書いてある。何度も言いますが前は本山児童館とか全部児童館ごとに出されたと。資料私持っています。

下瀬俊夫委員長 答えられる。

河口こども福祉課主幹 済みません、今21ページって言われましたかね。(「20ページ」と発言する者あり) 20ページですね、失礼しました。別紙③ですよ。それは23ページに表示を各館ごとにしております。(何者が発言する者あり) 20ページの評価表の別紙②とかいうのが右のページの22ページにありますね。左側に②、③は2つありますけど。それがちょっと書けないので23ページのほうに記載をさせていただいています。

矢田松夫副委員長 例えばですね、支出19の③ですよ。これ何に支出したんですかね。人件費はどれですか。人件費は。書いてあるかいね。人件費ないでしょ。

下瀬俊夫委員長 書いてない。

矢田松夫副委員長 書いてないでしょ。人件費とか事務費とか管理費とか事業費、さっき言った児童館まつりとかどこで見るとですか、これ。分らないです、僕は。

河口こども福祉課主幹 そういう件ですね。そうです、そのとおりです。大変申し訳ありません。実際は当然人件費も当然含めておりますし、消耗品、それから光熱費全て含めた分の支出の合計になっているのが現状であります。各館ごとですね。今御指摘ありましたような形ですので、分かりやすい資料を今後作成していきたいと思えます。

下瀬俊夫委員長 だから19ページにあるわけいね。ただね、これ光熱水費と通信費だけ。全体。各館ある。だけど人件費がないね。中心は人件費でしょ。

河口こども福祉課主幹 済みません、19ページは指定管理料を算出する上で必要であろうというものを、この新しい年度の分を上げておりますので、人件費はそれぞれの団体がいろいろ考えられる、うちうちで積算をしていくということになっておりますので全て100%全部出すと、全部が同じ金額になってしまいますので、その辺はどれだけ努力されるかとかいろいろなことはあると思います。

矢田松夫副委員長 損害保険とか入っているんですか、皆。どこで見ると。今日の資料で。

河口こども福祉課主幹 建物の損害保険等は市が市有物件で入っておりますのでここには上がってきておりません。

矢田松夫副委員長 本山児童館の前回損害保険料は支出で出ているけど、これは市から払うというんですか。5万1,000円ほど。これどうなんですか。

河口こども福祉課主幹 今統一した考え方で、市の公の施設は市の市有物件でやっておりますので、市のほうが直接払っておりますので、子供たちのけがとかそういうものについては出しておられることはあると思います。

矢田松夫副委員長 ですから事業計画書を事前に出させてくれということなんです。

河口こども福祉課主幹 以後そういうような形をとります。

下瀬俊夫委員長 それは今言ったように、各審査の評価は各児童館ごとにやるということになるわけ。それははっきり言わんといけん。

河口こども福祉課主幹 今選定委員会の話でよろしいですかね。今回も一応選定委員会の中でその話をさせていただきました。選定委員会の中で、ただ今回に限っては、前回もそうだったかも知れませんが、今回は1団体からの応募だということが一つありまして、それがそれぞれ7つの館の申請が出てきたと。ほかに競争するところがないということも含めて、一つでいいのではないかという御意見がございまして、選定委員会の中でそういうふうな形をとることにしております。以上でござい

す。

下瀬俊夫委員長 それについてちょっとね、委員会では疑問があるわけいね。そういうやり方について疑問があるから、さっきからずっとそれが出ているんですよ。意見として。

矢田松夫副委員長 だから何というかね、指導文書の中では指定管理者制度運用の中については施設の対応等に応じて適切に選定を行えとなっているわけ。今適正じゃない、選定一括で選定するっていうことは間違いですよというんです。施設ごとによって違うんですよということでしょ。ですから段々と同じ人が毎年、毎回毎回同じ人が選定されると、その甘えが出てくるということなんですよ。チェック機能もないんですよ。ましてチェックする人は素人でしょ。

下瀬俊夫委員長 大丈夫、答えられますか。そののあともう部長が答えたほうがいいんじゃないですか。

河合健康福祉部長 たしかに皆さんおっしゃるとおり、この選定委員会の中では、始めのこちらの思いといたしましては、この1館ごと出していただくということでありました。ただこの選定委員会の中で1団体からしか出ていないので、一つでいいのではないかとということで意見がまとまったそうでありますから、そこにつきましてはこの選定委員会を重んじまして一つになったところでございます。

吉永美子委員 やはり先ほど最初的时候に、できれば地域でやってもらいたいという思いを込めて、それぞれで指定管理を募集したというのであれば、選定委員会でそういう話になったと言われるけど、やはり主体として、執行部として、それぞれの館ごとに選考していただくということを貫くべきだったのかなと思います。だから評価というのは、それぞれの館に最後しているわけでしょ。評価をして、評価表が出てきたんじゃないんですか、これ。それぞれの館で例えば上から数段目かな、事故か苦情及び緊急時の市への連絡は適切であったかとか、そんなのはじゃあ十把一絡げで7館で出すということはないと思うので、それぞれで出しているんじゃないんでしょうか。少なくとも評価については館ごとではないのでしょうか。

河口こども福祉課主幹 基本的には、一つずつお話をさせていただいておりま

す。中で。評価が一つにしたというのが、例えば今の言われた事故の苦情、緊急の対応というのは社会福祉協議会がまとめて、そういうふうなマニュアルを作っておられたりしておりますので、それに対応して、各児童館でなされております。

吉永美子委員 済みません、ちょっと理解ができなくて、だからそれぞれの館ごとの指定管理者としてどうなのか、評価自体はそれぞれの館で現実に行ったんでしょ。

河口こども福祉課主幹 一応それぞれの館についてお話をしております。

下瀬俊夫委員長 評価したかどうか。

河口こども福祉課主幹 評価。一応してございまして、それを一つにまとめております。

岩本信子委員 一つにまとめているんだったらその評価表の一つ私気になるところが、サービス向上というところなんですけれど、私やっぱりアンケートを実施して本当にサービス向上に努めているのかどうかということが一番大事だと思っているんですが、意見箱を設置している、利用者に意見徴集をしていると書いてあるんですけど、じゃあその意見箱の中身とか意見徴集したその意見というのはちゃんと資料として、そちらのほう把握されているのかどうか、ちょっとその辺をお聞きします。

河口こども福祉課主幹 それぞれ具体的にそれを紙ベースに写して出しているということはしておりません。ただ、これによって改善をどういうふうにされたかということのお話はさせていただいております。

岩本信子委員 大事なのはこのこの次の下です。要望にあった取組はしているが、要望も少ないと書いてあります。これは全体を見て言われるのか、どこの館を見て言われるのか、その辺が全然分かりませんよね。館によってはですね、何で言うかということ結構聞くんですよ、苦情を。児童館に対するサービスとかいろんなことで。そういうことを聞くから私は館によっていろいろ違うんだろかなと、高泊と本山と高千帆とかいろいろありますよね。だから館によって結局全部違うんですよ、その辺が。言われてくる館は一つ決まっていたんですよ、大体苦情が出るところがあったんです。それも随分言われて、だからこういうふうな出し方をさ



れると本当にそれが正しいのかと、この評価が。それぞれ館ごと、サービスの向上の辺はですね、アンケートも取ってほしいし、要望もこの館はこういう要望が出ています、多分高千帆じゃ狭いということが出てくるんじゃないかと思うんですけど、それに対する要望が少ないとか書いてありますけれど、これで利用者の満足度が高いと、意見徴集から高いと思われるのかそういうふうな表現しかできてないんですよ。そうじゃなくて、きちっとした点数でも表でもいいんですけど、きちっとこう表れるもの、文章的にきちっと書かれているもの、そういうものを評価として出してほしいんですけど、いかがですか、出せますか。

下瀬俊夫委員長 出せる。

河口こども福祉課主幹 今後、一応今度27年度の当然このモニタリングございますので、これからそういうふうな形を取らせていただきます。

岩本信子委員 よろしくをお願いします。

下瀬俊夫委員長 ほかに。ない場合は二、三お聞きします。今言われたように各館の評価じゃなしに、まとまった評価になっているというね、これおかしな話ですよ。改善すべき点の中で、児童クラブの児童が多いために児童クラブに行きにくいんだという声があるという話ですよ。結局ね、先ほどから児童館の事業をやっていないわけではありませんという言い方をしました。やってないわけじゃないんですよ。それが言い逃れになっているんです。結局ね、各校区に児童館が設置されて、それは物すごくいいことだと僕は思っているんですよ。県下でもね、本当珍しい。小学校区ごとに置かれているっていうのは。だけど、それが本来の業務がね、やられていないんじゃないかという疑問があるわけですよ。見たら毎年児童館の利用者数が減ってきている、現実に。これどういう評価しているんですか。

河口こども福祉課主幹 私もその辺はすごく危惧しておりまして、先ほど児童館の役割についてはちょっと話をさせていただきましたけども、利用者が減ってきているというのは23ページのところにもありますように、見ていただいたら分かりますけども、目標値を設定する中では下がってきているというのがありますので、これは何が原因かというところもやっぱり突き詰めていかないと思いますし、それからこの評価表の評価としては、別紙②のところになるんですけども、評価は0点というふう

にしておりますので、これを改善していくために、先ほど申しあげましたように、いろんな児童クラブの整備関係も含めて検討する中で利用者の増加といいますか、そういうものを図っていければというふうに思っております。

下瀬俊夫委員長 24年以降、この3年間の間に6,000人減っているわけですよ。これは相当大的な減り方ですよ。だからそういう点では、その原因というのはもっと危惧しなければいけないと思います。本来いわゆる児童館の業務として、公の施設として、当然児童館という格好になっているわけですから、本来業務をちょっと横に置いて、とりあえず児童クラブを中心になっているというね、児童クラブの利用がある意味では中心で、たしかに児童館の事業をやっていないことはないんだけど、それよりも児童クラブのほうが中心になっているという事態が僕は本来的には公の施設のあり方としておかしいと思っているんですよ。だから、元々、各小学校区ごとにある児童館をどういうふうに活用したら、地域の子供たちの拠点になるわけですよ。地域の子供たちの拠点の施設になるわけですから、それを本来業務戻すときにどうなるかという、やっぱり一定のイメージがいると思うんですね。だからやってないんじゃないよという話ではなしに、本来の業務に戻さなければならないというふうに思っているんですよ。そこら辺の思いが担当課としてあるのかどうかという問題なんです。児童クラブが中心で仕方がないんだというふうに思ったのではまずいのではないかと思うんですけどね。

河口こども福祉課主幹 今委員長おっしゃられるとおりで、私も同じ意見でございまして、先ほどちょっと申しあげましたように今児童クラブが、親御さんから言えば、やはり放課後の子供たちが不安がるから預けたいという方居られますので、できるだけ待機を増やさないように、今少しありますけども、できるだけ増やさないようにしたいという思いも当然あります。でも先ほど言われますように児童館としての機能を果たしていくにはどうしたらいいかということも考えておりますので、先ほども申しあげましたけども、やっぱり児童クラブの整備計画を十分考えて、計画を立てて、来年からというふうにはちょっとなりませんけども、今思っておるのは5年後を見通してその辺の児童館の役割が果たせるような形をとっていきたいというふうな考え方は持っております。

下瀬俊夫委員長 それと言われたように、一括して指定管理を受けられるような仕組みができていくような感じがするからね。それぞれの館でそれが

できるのであれば、やっぱりもっとね僕は工夫がいると思うんです。評価そのものに工夫がいたと思うんですよ。そういう点でちょっとやっぱりそこら辺の工夫も含めて、改善の余地があるんじゃないかなと思います。これは今後の問題ですから。それではまだありますか。110号。

岩本信子委員 今この5年間の指定管理ということで、児童クラブそのものは今から6年生まで広げていかなければいけないという問題が出てくると思うんですが、その点については例えば今の指定管理者との話ということとはされているんですか、どうですか、その点は。

河口こども福祉課主幹 指定管理者は児童館ですので、申し訳ございません。児童クラブの話をごでするかどうかわかりませんが、一応5年前もちょっとお話が出たかもしれません。児童館と児童クラブ、同じところがとっておられて、ここが中が別々というのは、すごく難しい話でございます。例えば電気をよく使うほうはどっちかとかいう話になってしまうとですね、そういうのも簡単に言いますとありますけども、基本的にはそういうこともありますので、今の社会福祉協議会が児童館の指定管理でありますので、児童クラブの話も現状出ておまして、ただ今児童館、空き教室だけでは難しい、先ほどもありましたように6年生まで受けられないといけない状況にありますので、その辺も含めて今、整備計画考えておりますので、しばらく見ていただければというふうには思っております。

岩本信子委員 だから問題はですね、結局児童館の中に児童クラブが入っているということが一つの問題だと思うんです。だから児童クラブだけを例えば民家でやるとかいう、外に出してみるとかね、今指定管理者が全部児童館ということでとっている、その中の業務の一つに児童クラブも入れているということで、今この5年間続いていくと思うんですけれど、児童クラブだけを、例えば一つの民家とか学校の空き教室でもいいんですけれど、児童クラブだけを、例えばよそなんかはNPOがやっているわけですよ、放課後児童の分をですね。そういう形をとられるのかとられないのかっていうことなんですよ。だから児童館は児童館として、指定管理を受けてもいいんですけど、児童クラブを児童館の機能からはずして考えていくという考え方はないんですか、どうですか。

河口こども福祉課主幹 今ちょっとお話しましたように、空き教室も当然利用しないといけないところもありますし、別の施設を、例えば幼稚園とか

もお願いしているところもあるみたいなんですけども、そういうところにも委託するということも含めて計画を考えているところです。ですから児童館と児童クラブが併設するのが、中には一緒におってもらってでも児童館の機能は果たせるような形をとりたいという思いは持っております。以上です。

下瀬俊夫委員長 それをぜひやってください。それでは議案第110号の質疑を打ち切りたいと思います。いいですかね。いいですね。まだある。

吉永美子委員 評価の仕方ですごく疑問が出たんですけど、22ページのところの改善すべき点というところに、事業実施報告がなされていないため、指導したとありますね。20ページの事業実施というところには、事業計画どおりに事業が実施されたかという、仕様書どおりの事業が実施されたということで評価しておられて、これの何か意味合いが分かりません。お願いします。

河口こども福祉課主幹 基本的にはこれは仕様書のと通りの事業の運営はされてらっしゃいます。ただ、報告とかはちゃんとできていませんと。毎月出していただく報告書があるんですけども、それが利用人数だけに限ったものであるとか、そういう形で十分でないのそこは指導しましたということです。

吉永美子委員 そうするときちんとした報告がないのに、事業が実施されたというのはなぜ分かるんですか、市は。そこが分からないのでお聞きしました。

河口こども福祉課主幹 済みません。最終的にはまとめたものはできます。ですから、内容はできますので、そこで話をするとそうになってしまうんですけども、月々ちゃんと出ていないので、そこを指摘したということでございます。済みません。

下瀬俊夫委員長 いいですか。（「はい」と発言する者あり）要望はね、僕は幾つかあると思うんですがね、それはそれとして今後ぜひいろんな改善の方向についてはぜひやっていただきたいということですね。それでは110号について、質疑を打ち切りたいと思います。討論のある方。（「なし」と発言する者あり）討論なしと認めます。議案第110号山陽小野田市の児童館の指定管理者の指定について、賛成の委員の挙手をお願い

いたします。

(賛成者挙手)

下瀬俊夫委員長 全会一致であります。以上で議案の質疑は終わりますが、4時5分から再開いたします。休憩です。

午後3時55分 休憩

午後4時 5分 再開

9 所管事務調査 介護の総合事業について（所管事務調査分に記載）

午後4時54分 散会

平成27年12月4日

民生福祉常任委員会委員長 下 瀬 俊 夫